

**第3次日野市ごみゼロプラン（日野市一般廃棄物処理基本計画）
の中間検証と後期に向けたプランの改定について**

令和5年3月

日 野 市

目 次

はじめに	1 ページ
第1章 第3次日野市ごみゼロプラン（日野市一般廃棄物処理基本計画）の概要	2 ページ
第2章 ごみゼロプラン策定後の社会情勢の変化等	4 ページ
第3章 中間検証及び改定の進め方	6 ページ
第4章 中間検証及び改定について	7 ページ
数値目標について	7 ページ
目標達成に向けた施策展開について	15 ページ
4. 1 ごみの更なる減量	17 ページ
4. 2 適正なりサイクルの推進	34 ページ
4. 3 ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供	48 ページ
4. 4 広域連携の推進	56 ページ
4. 5 ごみの適正処理の推進	62 ページ
第5章 後期に向けた改定プラン	67 ページ
第6章 改定に向けた活動状況等	83 ページ

はじめに

第3次日野市ごみゼロプラン（平成29年3月策定）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画です。本書は第3次ごみゼロプランの中間検証をまとめるとともに、後期に向けたプランの改定を定めたものです。

日野市はかつて、多摩地域において「不燃ごみとリサイクル率がワースト！」になり、最終処分場への搬入配分量が超過することが危惧されたことから平成12年度に「ごみ改革」に取り組み、ダストボックス収集方式から原則戸別収集方式への変更、指定収集袋による有料化を実施し、家庭から排出されるごみ量の半減を達成しました。ごみ改革以降もごみゼロ社会の実現に向けて様々な取り組みを推進していくために策定してきたのが、ごみゼロプラン（第1次～第3次）です。

この度、第3次ごみゼロプラン（以下、「ごみゼロプラン」の記載は第3次のプランを指します。）の計画期間（平成29年度～令和8年度）の前期（令和3年度まで）が終了しました。

この間、広域処理による可燃ごみ処理施設の稼働や国に先駆けたプラスチック類ごみの一括回収と資源化施設の稼働に伴う新たな取り組みに加え、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化やSDGs等の環境意識の高まりによる市民・事業者の意識の向上等、ごみに関する社会情勢にも様々な変化が生じました。このような社会情勢等を踏まえながら、ごみゼロプランに記載された前期の目標や指標の達成状況、施策の進捗状況等を確認し、後期に向けて改善を図っていくための中間検証及び見直しを実施しました。この中間検証及び見直しに際しては、ごみゼロプランに基づき設立された、学識経験者・市民（公募市民・市民団体・学生）・事業者（清掃事業者・販売事業者）・行政による多様な委員から構成される「日野市ごみ減量・リサイクル等推進協議会」にて、多角的な視点から検証を行いました。

また、この検証に基づき、後期目標を着実に進めていくために改定が必要と思われる個所については、市の行動計画や指標等のごみゼロプランの改定を行いました。これらの中間検証やプランの改定に際してはパブリックコメントや「日野市廃棄物減量等推進審議会」からの答申を経て、策定いたしました。今後も、予測が難しい社会状況が続くと思われますが、ごみゼロプランを着実に進めてまいりたいと考えております。

第1章 第3次日野市ごみゼロプラン (日野市一般廃棄物処理基本計画) の概要

1. 計画策定の背景と目的

第3次ごみゼロプランは、「ごみゼロ社会」の実現に向けて、多様化する廃棄物の資源化や、更なるごみ減量のための施策及び取り組みを示した計画です。

本計画は、平成27年度から平成28年度にかけて「第3次日野市ごみゼロプラン策定委員会」を立ち上げ、市民・事業者が参画した約40名の委員と共に、市民が理解しやすい計画を目指して策定されました。

2. 計画期間

計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とし、令和3年度を前期目標年次、令和8年度を後期目標年次としています。

3. 第3次ごみゼロプランの内容

第3次ごみゼロプランは日野市のごみ処理の課題を5つに分類し、その課題に対応するため、基本理念と5つの基本方針を定め、数値目標を設定しました。目標達成に向けた施策展開として5つの基本方針に沿って施策ごとの指標や行動目標を掲げ、PDCAサイクルによる進行管理を行うこととなっております。基本理念と5つの基本方針の項目は下記のとおりです。(詳細の内容はごみゼロプランをご覧ください。)

基本理念

ごみゼロ（焼却・埋立てごみゼロ）により
地球環境問題の解決及び循環型社会の実現に向けて
みんなで取り組むまち・日野

5つの基本方針

ごみの更なる減量

1

市民・事業者・市協働でのリフューズ（発生回避）・リデュース（発生抑制）
リユース（再使用）・リターン（返却・再利用）によるごみの更なる減量

適正なリサイクルの推進

2

一人ひとりのリサイクル意識の向上による、限りある資源の有効利用

ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供

3

5 R（リフューズ・リデュース・リユース・リターン・リサイクル）に向けた、
効果的な普及啓発・情報提供

広域連携の推進

4

3市（日野市・国分寺市・小金井市）の連携体制強化と関係者の信頼関係
確立による、安全・安心かつ効率的なごみ処理体制の確立・運用

ごみの適正処理の推進

5

循環型社会を支える、適正なごみ処理体制の継続

第2章 ごみゼロプラン策定後の社会情勢の変化等

ごみゼロプランの前期計画期間である平成29年度から令和3年度までの間、プランの目標や行動計画に影響がある様々な社会情勢の変化がありました。中間検証にあたっては特に影響があったと思われる変化について、以下のように整理し、プランの見直しをおこないました。

プラスチックごみを取り巻く環境の変化（環境意識の高まり）

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機としてプラスチックごみを取り巻く環境にも変化が生じてきました。特に日野市が先駆的に取り組んできた課題に対して国が法令等を整備し、全国的な取り組みに変わっていくものがありました。具体的には令和2年7月のレジ袋有料化や令和4年4月のプラスチック資源循環法の施行が挙げられます。

レジ袋有料化に関しては、日野市は平成20年度から「レジ袋無料配布中止に向けた共同会議」を発足し、取り組んできました。レジ袋有料化に伴い、レジ袋の辞退率は53%から86%に向上し、日野市の取り組みは国から「みんなで減らそうレジ袋チャレンジ」の優秀賞を受賞しました。

また、日野市ではプラスチック類ごみの分別収集及び資源化を令和2年度から開始し、総資源化率は34.4%から39.2%に向上しました。この取り組みはプラスチック資源循環法に先駆けて実施したこともあり、国や都、他自治体の視察やNHKニュースに取り上げられる等、注目を集めました。

これらの取り組みは大きく進展しましたので、このことを前提とした次の課題への取り組みに移行する必要があります。SDGsの普及等、環境意識も高まっており、市民や事業者の意識や行動に変化が生じ、新たな自発的な活動もでてきておりますので、その点も踏まえた改定が必要となっております。

新型コロナウイルス感染症の流行による生活様式の変化

令和2年から新型コロナウイルス感染症が流行し、緊急事態宣言等による在宅時間の増加から生活様式に変化が生じました。その中で断捨離や特別定額給付金による家電製品等の買い替え等による一時的と思われるごみ量の増加や、ネットショッピングの活用によるダンボールの増加やテレワークによる在宅時間の増加に伴う家庭ごみの増加等、今後も継続されると思われる増加要因も考えられます。また、コロナ禍においてすべてのごみが増加したわけではなく新聞紙や雑誌・雑紙といった資源物が電子媒体の促進もあり、減少傾向になっているものもあります。幸い、令和元年度から増加したごみ量は令和

3年度にはコロナ前の水準に戻っておりますが、コロナに対する認識や行動も状況によって日々変化していきますので、今後も生活様式の変化を見極めながら、さらなるごみ量の減少につながる対策が必要となっております。

先行きが不透明な社会情勢

令和4年2月にロシアのウクライナ侵攻が開始されました。日本においても原油高騰や円安が進行する等、生活に影響を与える状況が発生しました。ウクライナ侵攻に端を発して様々な分野に影響が出ており、先行き不透明な状況において市民生活や事業者の経営状況、市の財政状況の悪化が懸念されるため、ごみ減量対策についても、さらに費用対効果が見込まれる対策に絞っていく事が必要となっております。

また、ごみゼロプランの前期5年間だけでも新型コロナウイルス感染症の流行等の今まで経験したことのない事態が発生し、ごみ量にも影響が発生しました。今後も社会情勢の変化に伴いごみ量の増減が発生することが想定されます。そのような社会情勢を踏まえ総ごみ量の減少に向けて柔軟に対応していくけるような視点でプランを見直していくことが必要です。

第3章 中間検証及び改定の進め方

中間検証及び改定プラン（素案）の作成について

中間検証はごみゼロプランのPDCAサイクルに基づき、「廃棄物減量等推進審議会」・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」と「市」において、進捗・達成状況の確認を行いました。

ごみ減量・リサイクル等推進協議会での素案の作成

市民（公募市民・市民団体・学生）・事業者（清掃事業者・販売事業者）・行政による「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」を立ち上げ、中間検証を行いました。中間検証に関しては、可燃ごみ処理施設、プラスチック類資源化施設の見学を行うとともに、清掃事業者や販売事業者、市民活動団体から各団体のごみ減量・リサイクル等の取り組みを発表していただく等、ごみゼロプランの進捗状況に関する理解を深めました。ごみゼロプランの数値目標の達成状況や各施策の進捗状況を確認し、今後の方向性について議論を行いました。この内容を踏まえ、素案を作成しました。

廃棄物減量等推進審議会での素案の審議

廃棄物減量等推進審議会はごみ減量・リサイクル等推進協議会での進捗状況を隨時確認し、協議会で素案作成後、市長からの諮問により素案の審議を進めました。この審議を経て、素案のパブリックコメントを実施しました。

中間検証及び改定プランの策定について

令和5年1月からパブリックコメント実施し、募集結果は意見表明者数3名、意見総数27件でした。本中間検証及び改定プランについてはパブリックコメントの結果を受けて、協議会で案の決定後、審議会に諮問し、答申を得て、最終的に市として中間検証及び改定プランの策定を行いました。

第4章 中間検証及び改定について

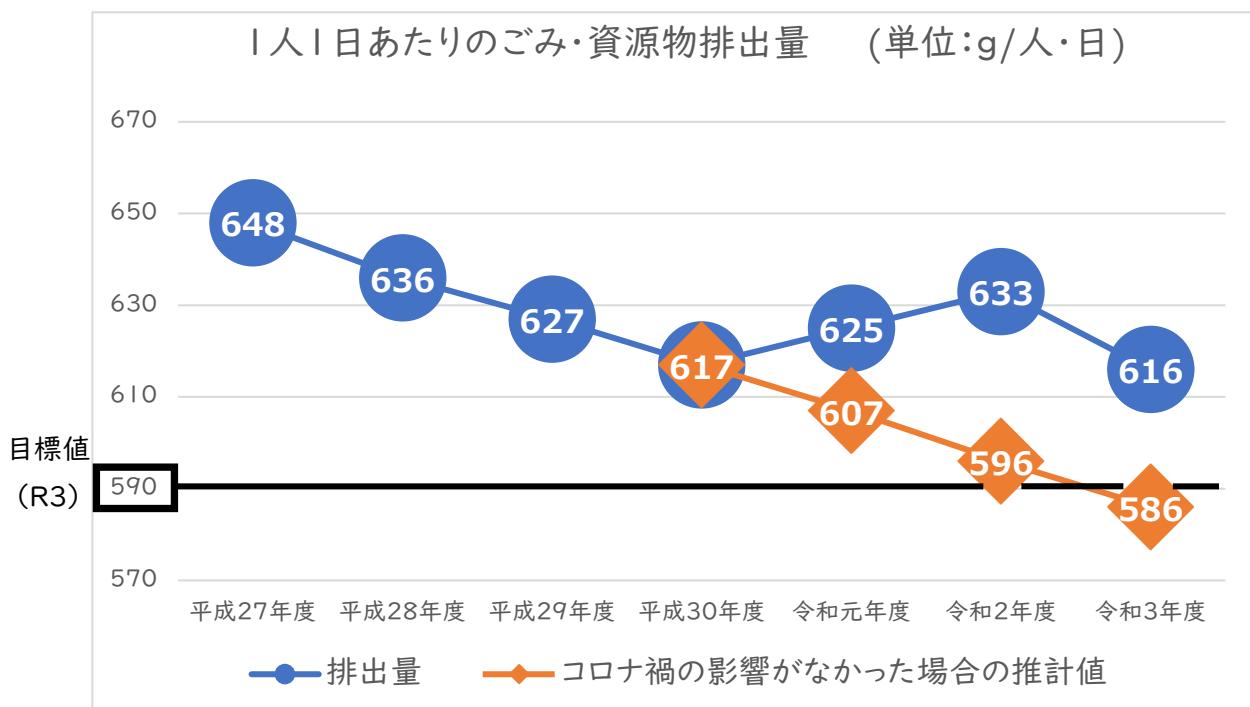
中間検証として、社会情勢の変化を踏まえ、ごみゼロプラン第3章内の数値目標の確認と第4章の目標達成に向けた施策展開の進捗状況等を確認しました。それに基づき、今後の方針を検討し、後期に向けて改定が必要なものを改定プランとして記載しました。

数値目標について

(1) 1人1日あたりのごみ・資源物排出量

(ア) 数値目標

1人1日あたりのごみ・資源物排出量は
『多摩地域で一番少ない排出量』を目標に、
令和3年度までに590g/人・日以下をとし、
令和8年度までに550g/人・日以下とします。



※コロナ禍の影響がなかった場合の推計値は平成27年度から平成30年度までの減少幅の平均値で令和元年度以降の推移した場合を仮定して推計。

検証

◆1人1日あたりのごみ・資源物排出量とコロナ禍の影響

1人1日あたりのごみ・資源物排出量は平成30年度まで順調に減少しました。令和元年度以降もこの傾向が進めば、令和3年度までの目標は達成できる見込み

がありました（表中のコロナ禍の影響がなかった場合の推計値参照）。しかし、令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間の増加や断捨離といった行動から令和元年度、令和2年度とコロナ以前よりもごみ量が増加しました。令和3年度はコロナ禍の影響も落ち着き、コロナ前の状況まで数値が戻りました。

また、第2章で述べたとおり、今後も社会情勢の変化に伴いごみ量への影響が想定されます。ただ、令和8年度に向けては毎年約13.2g/人・日の減少があれば目標値を達成できる可能性があり、令和2年度と令和3年度の比較では17g/人・日の減となっているため、当初の令和8年度目標値を目指して継続して取り組んでいきます。

◆改定プラン

改定なし

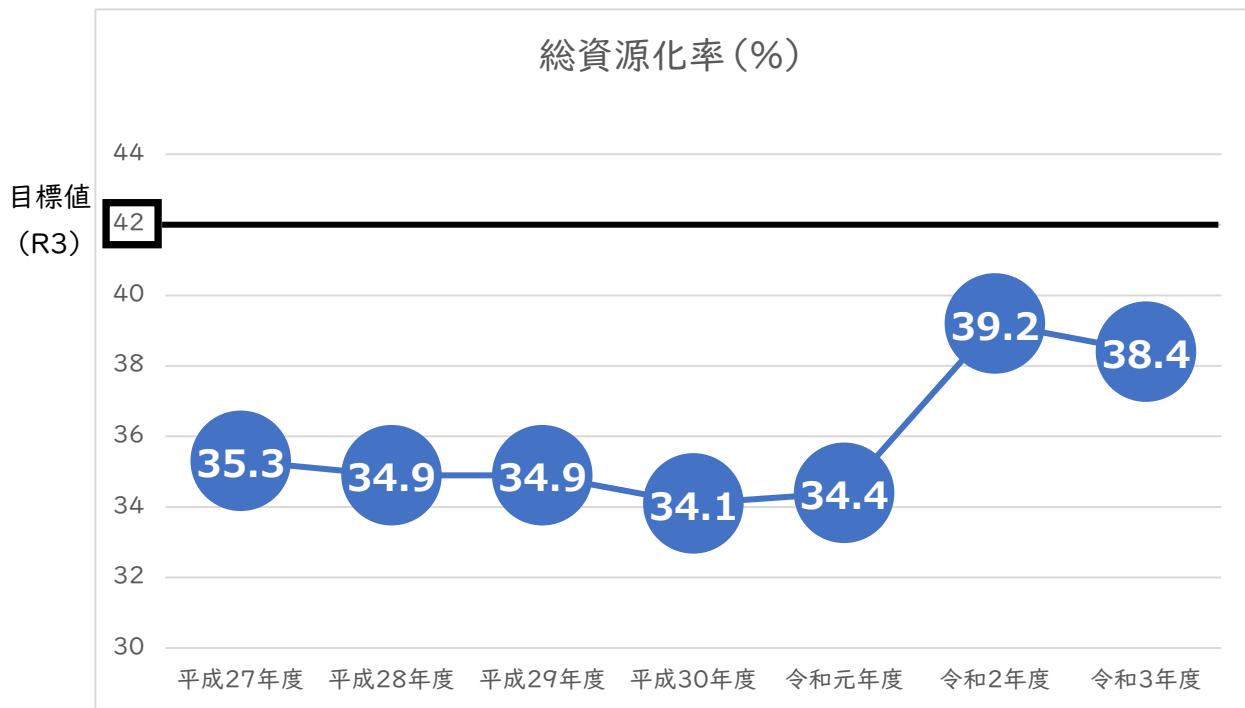
（イ）令和3年度までの状況

1人1日あたりのごみ・資源物排出量 616g/人・日（多摩地域2位/30市町村）

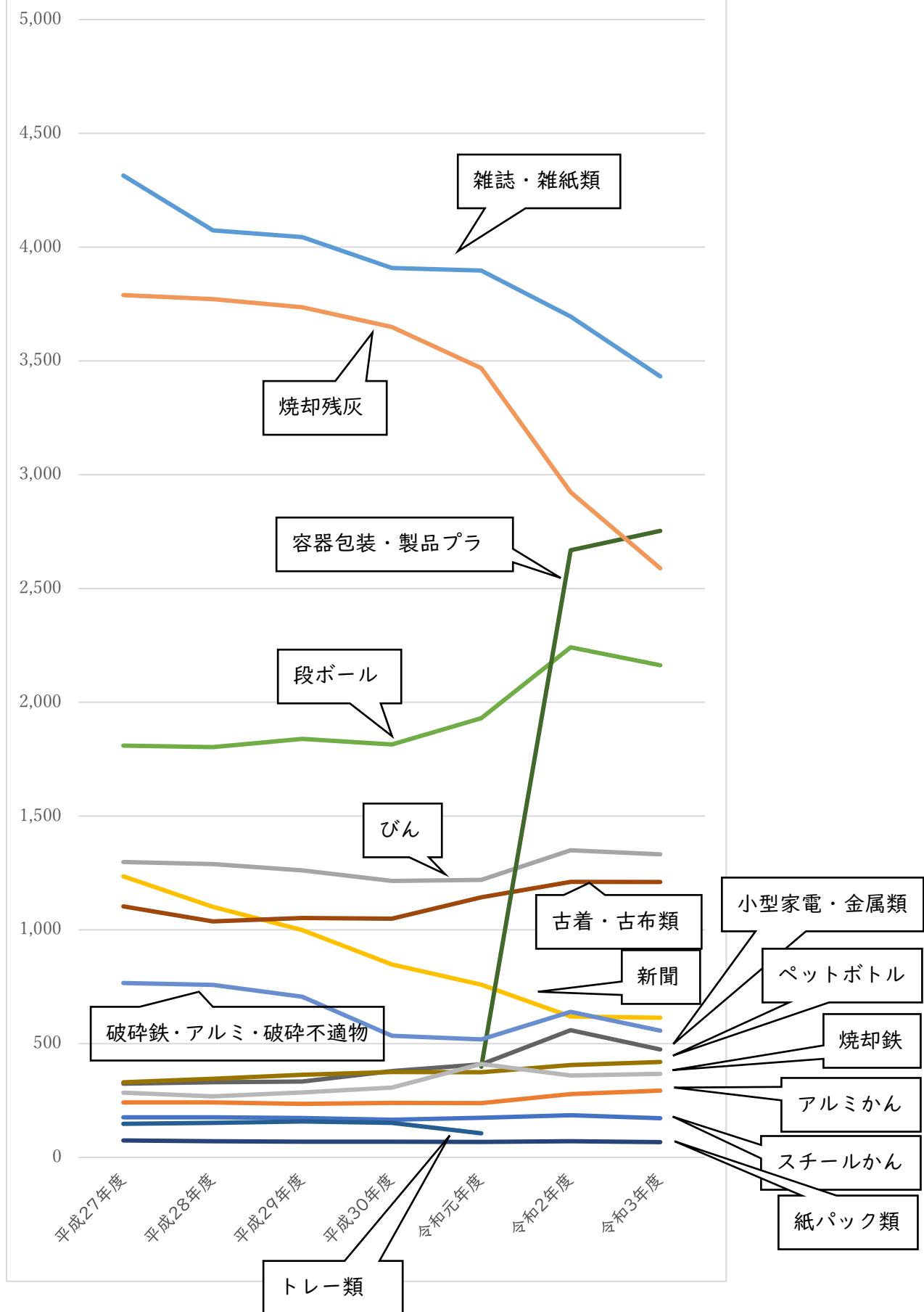
（2）総資源化率

（ア）数値目標

総資源化率は『多摩地域での上位（トップ5）』を目標に、
令和3年度までに42%以上とし、
令和8年度までに45%以上とします。



資源別資源化量の推移(t)



検証

令和2年度からプラスチック類ごみの分別収集・資源化を行い、総資源化率が向上しました。この年は新型コロナウイルス感染症が蔓延し、ごみや資源物の量が増加するとともに、新しい生活様式により、排出される資源物量にも変化が起きております。以下、ポイントとなる資源物の動向を記載します。

① 雑誌・雑紙類、新聞の回収量の減少

雑誌・雑紙類は資源物の中で一番の回収量を占めており、総資源化率に大きく影響を与える品目となっております。

雑誌・雑紙類は平成27年度4,315tから令和3年度3,432tと約20%減となっており、年々減少傾向となっております。新聞の回収量も同様に平成27年度1,235tから令和3年度614tとなっており、約50%減となっております。インターネット等の電子媒体の利用により、雑誌や新聞の購読者が減少しているようで、今後も減少傾向は続くものと思われます。

② プラスチック類ごみの分別回収による総資源化率の向上と今後の回収量の動向

令和2年度からプラスチック類ごみの分別収集・資源化により、総資源化率は令和元年度34.4%から令和2年度39.2%となり、5%程度の向上となりました。ごみゼロプラン策定時にプラスチック類ごみは令和2年度約3,600tの回収を見込んでおりましたが、実際には3,239tとなり、想定より少ない回収量となりました。令和4年度にはプラスチック類資源循環法が施行され、使い捨てプラスチック製品の抑制が進むことで今後はさらなる減量が想定されます。プラスチック類回収量が増えると総資源化率の向上につながる面もありますが、総ごみ量の減少を目指す観点から、プラスチック類の回収量には低減目標が設定されており、今後、更なる減量を目指していく品目になります。

③ 焼却残灰の減少

焼却残灰の搬出量の推移は、平成30年度3,653t、令和元年度3,468t、令和2年度2,924t、令和3年度2,589tとなっており、大きく減少してきました。令和2年度のプラスチック類資源化に伴い、今まで大半を焼却処理していたプラスチック類ごみからの焼却灰がなくなったため、焼却残灰が大きく減少しました。さらに、令和3年度からは焼却残灰の搬出処理方法を一部変更し、灰を薬剤により固める処理（固化処理）を行わずに資源化処理施設に搬出できるようになったため、焼却残灰の搬出量が減少しました。焼却残灰については総ごみ量の減少や資源化率の向上を目指す観点からも、このまま減少を目指します。

④ コロナ禍による新たな生活様式の変更

コロナ禍による、在宅時間の増加や断捨離といった行動から資源物の排出傾向にも影響が出ております。

ネットショッピングの利用拡大から段ボールが、また、断捨離等の行動様式から古着古布類が増加しております。テレワーク等による在宅時間の増加からびん、かん、ペットボトルも増加しております。小型家電・金属類についても令和2年の定額給付金による家電等の買い替え等により大きく上昇しました。段ボール、小型家電・金属類は令和3年度にはある程度落ち着きましたが、コロナ以前の状況まで戻っておらず今後もこの傾向は続くものと思われます。

⑤ 総資源化率は数値目標から参考値に

上記で見てきたとおり、資源物を大きく占める雑誌・雑紙類、プラスチック類、焼却残灰は減少傾向もしくは減少を目指す品目になっています。それ以外の品目でもごみ量を減らす観点からは資源物としてリサイクルできるものでも受け取らない（リフューズに努める）ことが重要です。

環境意識の高まりにより市民がリフューズ・リデュース・リユース・リターンに取り組むことでごみ量とともに資源物量も減少していく事が想定されます。事業者についても独自に資源回収やごみにならない製品の製造・販売が促進されております。行政回収から民間回収へのシフトを進めていくことが重要ですが、行政回収量が減少すると総資源化率も減少します。市民や事業者の努力が、必ずしも総資源化率の向上に繋がらない場合もあり、最近の動向では総資源化率を参考値として扱う考え方もでてきております。今後は、1人1日あたりのごみ・資源物排出量の減少を重視し、総資源化率は参考値として総合的にごみや資源物の排出状況を確認するための数値として取り扱っていきたいと考えております。

◆改定プラン

（ごみゼロプラン 15 ページの総資源化率について、数値目標から参考値とするため、下記のとおり改定いたします。）

（「令和8年度までに45%以上とします。」の後に次の文言を付け加えます。）

⇒ごみゼロプランの中間検証及び改定プランにより後期から参考値といたします。

※

（総資源化率の（ア）数値目標の末尾に次の文言を付け加えます。）

※ごみゼロプランの中間検証及び改定プランにおいて下記のとおり、数値目標の検証を行い、後期から数値目標を参考値として取り扱います。

「資源物を大きく占める雑誌・雑紙類、プラスチック類、焼却残灰は減少傾向もしくは減少を目指す品目になっています。それ以外の品目でもごみ量を減らす観点からは資源物としてリサイクルできるものでも受け取らない（リフューズに努める）ことが重要です。

環境意識の高まりにより市民がリフューズ・リデュース・リユース・リターンに取り組むことでごみ量とともに資源物量も減少していく事が想定されます。事業者

についても独自に資源回収やごみにならない製品の製造・販売が促進されております。行政回収から民間回収へのシフトを進めていくことが重要ですが、行政回収量が減少すると総資源化率も減少します。市民や事業者の努力が、必ずしも総資源化率の向上に繋がらない場合もあり、最近の動向では総資源化率を参考値として扱う考え方もでてきております。今後は、1人1日あたりのごみ・資源物排出量の減少を重視し、総資源化率は参考値として総合的にごみや資源物の排出状況を確認するための数値として取り扱っていきたいと考えております。」

(イ) 令和3年度までの状況

総資源化率 38.4%（多摩地域 11位/30市町村）

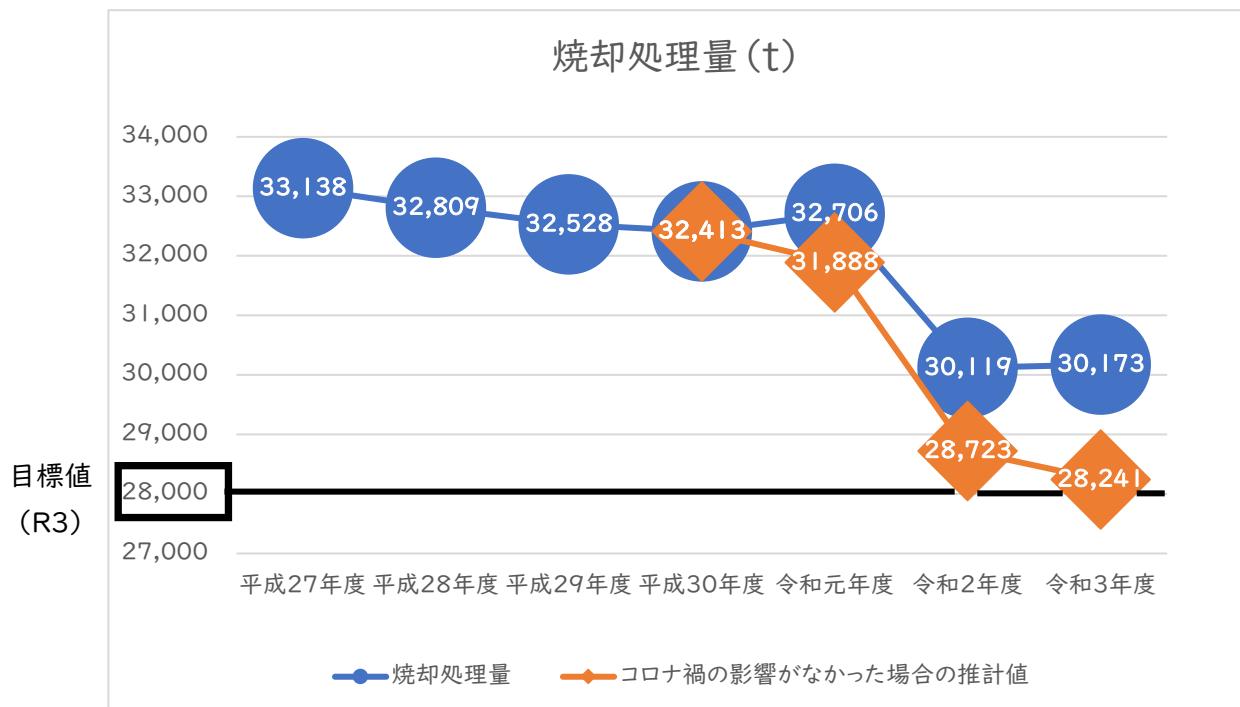
（3）焼却処理量

（ア）数値目標

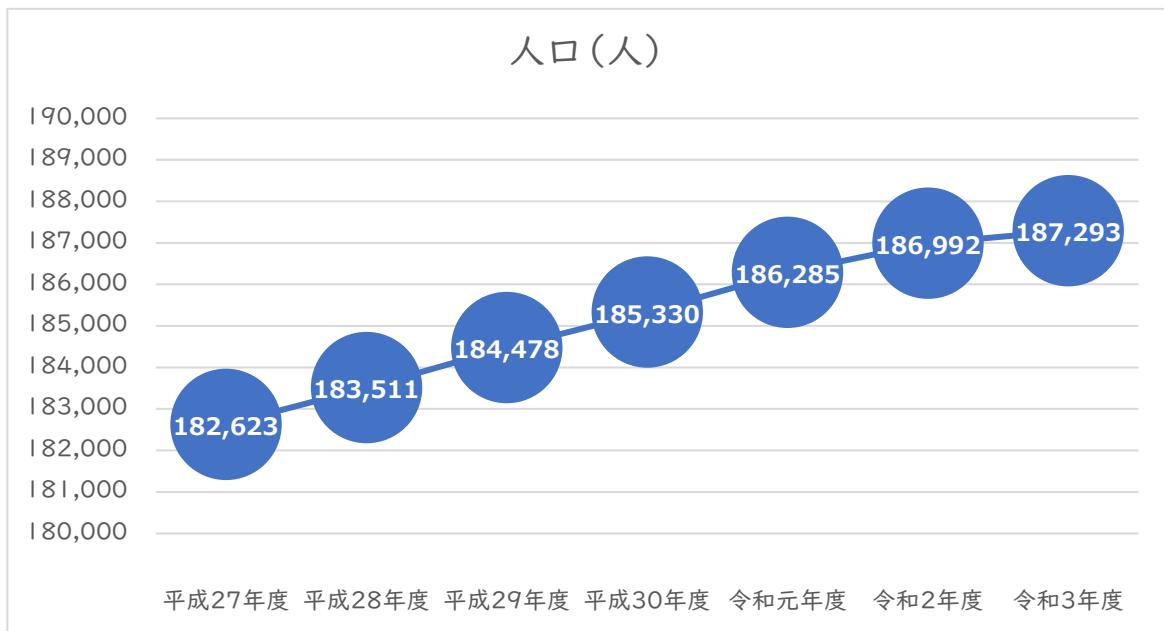
焼却処理量は『平成27年度比20%削減』を目標に、

令和3年度までに28,000t以下とし、

令和8年度までに26,000t以下とします。



※コロナ禍の影響がなかった場合の推計値は1人1日あたりのごみ・資源物排出量で使用した推計値と同様の割合で減少したものと仮定。令和元年度と令和2年度のプラスチック類の資源化に伴う減少は焼却処理量の減少値2,587tを使用。



検証

焼却処理量は令和2年度からのプラスチック類ごみ分別回収・資源化に伴い、前年度から約2,500t以上の大幅な削減を行うことができました。それ以外でも、公共施設から排出される剪定枝等を民間の資源化施設に排出する等の努力を行いましたが、目標値には約2,000t届かない結果となりました。人口の増加傾向が続き、さらに、コロナ禍の影響によるごみ量の増加もあった事が目標達成に至らなかった要因と考えられます。

今後も同様の影響が懸念されますが、焼却処理量の低減はCO₂削減に向けて重要な項目のため、さらなる生ごみの資源化や粗大ごみのリユース等を進め、脱焼却を含めたごみゼロ社会の実現を目指していきたいと考えております。

◆改定プラン

改定なし

(イ) 令和3年度までの状況

焼却処理量 30,173t/年（平成27年度比9%削減）

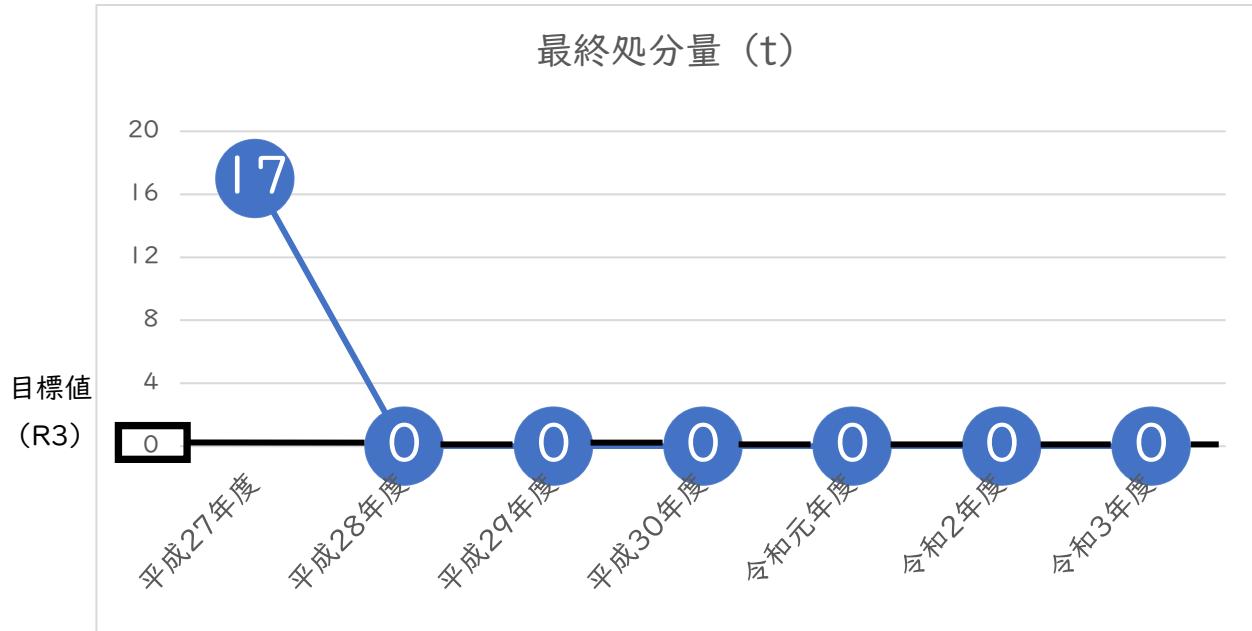
(4) 最終処分量

(ア) 数値目標

最終処分量は『埋め立て量ゼロ』を目標に、

令和3年度までにゼロとし、

令和8年度までそれを維持します。



検証

平成 28 年度から最終処分量は 0t になっており、目標は達成しています。今後もゼロを維持していきます。

◆改定プラン

改定なし

(イ) 令和 3 年度までの状況

最終処分量 0t/年 (平成 27 年度 17t/年)

目標達成に向けた施策展開について

ごみゼロプランの各施策について下記のような構成で記載しております。

基本方針及び施策名称、施策内容

ごみゼロプラン第4章の記載と同様に下記のような記載をしております。行動計画までは記載しておりませんので、詳細はごみゼロプランを確認してください。

4.1 ごみの更なる減量

4.1.1 大量消費・大量生産型のライフスタイルからの転換

【継続・強化】施策①：容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化

施策内容（ごみゼロプランに基づき記載）

指標

ごみゼロプランの記載に基づき下記のような記載をしております。令和元年度以降の年号については平成から令和の表記に改めております。

現状(H27)	資源の行政回収量(プラスチック類以外):9,220t/年
前期(H29-R3)	令和3年度において、資源の行政回収量(プラスチック類以外)8,800t/年以下を達成する。
後期(R4-8)	令和8年度において、資源の行政回収量(プラスチック類以外)8,600t/年以下を達成する。

指標の達成状況

数値の指標に関しては原則、グラフにより各年度の実績値を記載しました。あわせて令和3年度指標（令和8年度指標も達成しているものは令和8年度指標）も記載しております。

また、指標が施策の実現等の数値の記載でないものやグラフになじまない数値指標は文章により達成状況がわかるようにしました。

社会状況等の変化

社会状況等の変化は施策の推進に際して影響があったと思われる主な社会状況を記載しました。

進捗状況

市の行動計画部分を中心に令和3年度までの進捗状況を記載しております。

後期に向けた評価

社会状況等の変化を踏まえて指標の達成状況や施策の進捗状況を確認し、後期に向けた評価をおこなっております。

今後の方向性

評価を踏まえて、指標や取り組みをどのようにしていくのかの方向性を記載します。前期も予測不能な社会状況となっておりますので、柔軟な対応を行い、施策を進めていけるような方向性を記載しております。

改定プラン

後期に向けた評価を踏まえて既存のごみゼロプランを改定した方が良い部分を記載しております。この内容については、「第5章 後期に向けた改定プランのまとめ」に新旧対照表形式でまとめております。

次ページから個別の施策について記載していきます

4.1 ごみの更なる減量

4.1.1 大量消費・大量生産型のライフスタイルからの転換

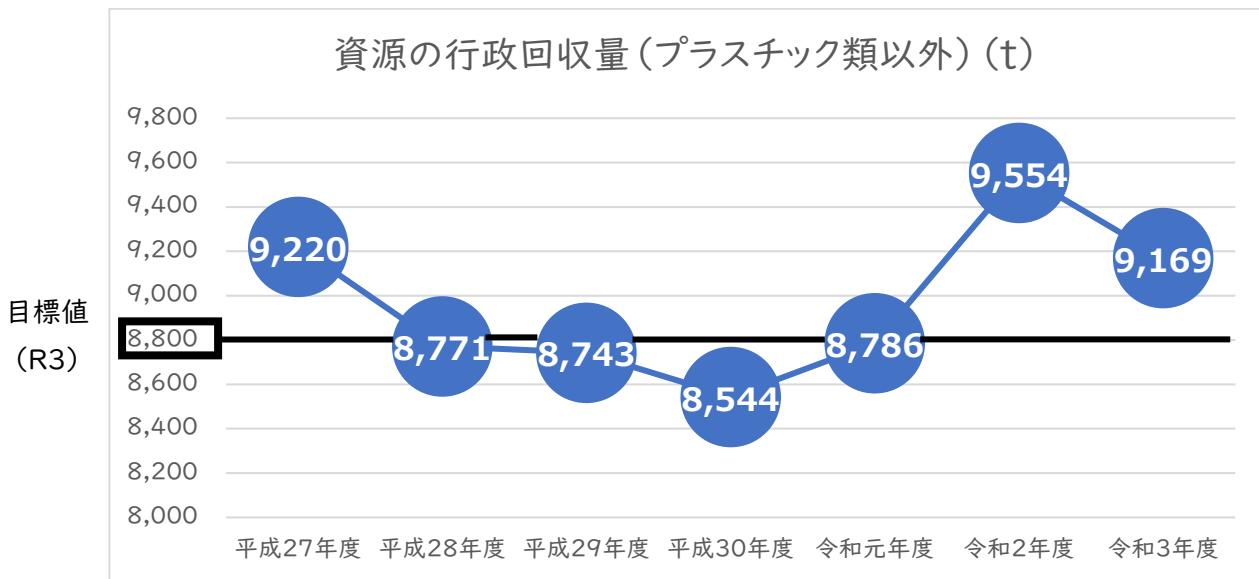
【継続・強化】施策①：容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化

「容器包装お返し大作戦!～容器包装 断る 返すで ごみ減量～」の強化により、容器包装、過剰包装を削減し、ごみの発生量を抑制します。また、現在、市による分別回収を実施している新聞について、販売店回収・集団回収の利用を促進するとともに、その他古紙類等の資源物の集団回収の利用も促進し、ごみの発生量を抑制します。

指標

現状 (H27)	資源の行政回収量(プラスチック類以外):9,220t/年
前期 (H29-R3)	令和3年度において、資源の行政回収量(プラスチック類以外)8,800t/年以下を達成する。
後期 (R4-8)	令和8年度において、資源の行政回収量(プラスチック類以外)8,600t/年以下を達成する。

指標の達成状況



社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行
- ・プラスチック資源循環法の施行(令和4年4月)

進捗状況

・「容器包装お返し大作戦！」の参加回収店は平成27年度の20店舗から令和3年度24店舗に拡大（いなげや日野駅前店が閉店し、トップパルケ、ヤオコー、角上、JA みなみの恵み、イオンフードスタイルが参加）。開発により新規店舗が建設される場合は開発協議の中で参加していただくようお願いする仕組みを整備しました。

・店舗の敷地面積が狭い場合、回収品目の置き場が確保できない等の店舗ごとの事情があるため、同系列の店舗であっても回収品目が異なっている状況があります。

・主要な新聞は販売店回収を行っています。新聞発行部数の減少等により、新聞排出量は減少傾向となっており、行政回収は令和2年度と平成27年度の比較で40%以上の減となっています。なお、回収量は行政回収より集団回収の方が上回っております。

後期に向けた評価

・新型コロナウイルス感染症の流行による在宅時間の増加等により資源行政回収量は一時的に増加しています。

・「容器包装お返し大作戦！」は拡大しています。（平成27年度の20店舗から令和3年度24店舗）

・回収品目の拡大等を進めるかは見直しが必要です。

・新聞紙の販売店回収の全面移行を進めるかは見直しが必要ですが、販売店回収は可能な範囲で利用していく必要があります。

今後の方向性

・「容器包装お返し大作戦！」は新たな仕組みの中で店舗拡大を図っていきます。回収品目については販売店の状況に合わせて取り組んでいきます。

・新聞は発行部数の減少やデジタル化により、今後も減少が見込まれます。今後の動向を見ながらのこれからの中長期的な回収方法を検討していきます。

・行政回収から民間回収へのシフトは今後も推進していきます。

◆改定プラン

【市】

・新規のスーパー等の出店の際に、開発協議の中で容器包装お返し大作戦への参加を促進する。

・店舗の状況に応じて回収品目の拡大を図る。

・新聞は発行部数の減少やデジタル化により、今後も減少が見込まれる。今後の動向を見ながら、これからの収集方法を検討する。

・行政回収から民間回収へのシフトを今後も推進していく。

【継続・強化】施策②：レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫

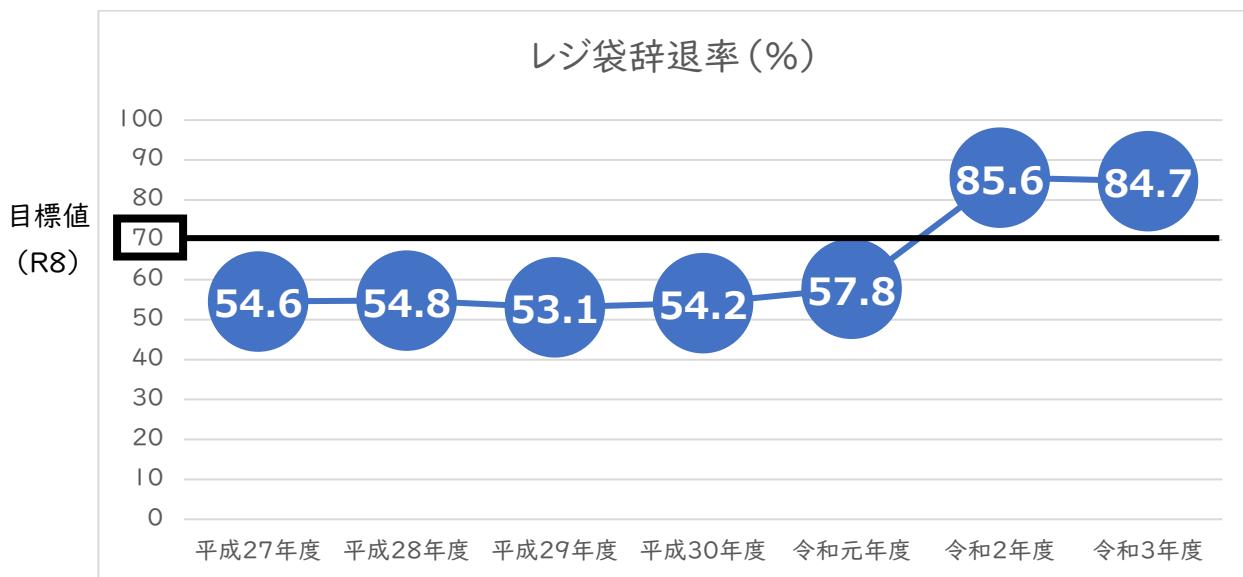
レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫により、ごみの発生量を抑制します。なお、市民団体・事業者が参加した会議である「日野市レジ袋無料配布中止に向けた共同会議」については、継続して実施します。

指標

現状 (H27)	レジ袋辞退率: 54.6%※
前期 (H29-R3)	令和3年度のレジ袋辞退率 60%以上を達成する。
後期 (R4-8)	令和8年度のレジ袋辞退率 70%以上を達成する。

※マイバッグ出口調査結果(平成27年10月データ)、平均辞退率

指標の達成状況



社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行
- ・容器包装リサイクル法省令改正によるレジ袋有料化義務化(令和2年7月)
- ・プラスチック資源循環法の施行(令和4年4月)

進捗状況

- ・令和2年1月からのプラスチック類ごみの分別収集開始に伴い、指定ごみ袋のロール化を実施しました。(外袋廃止によるプラスチックごみの削減)
- ・国が令和2年7月よりレジ袋の有料化(省令改正)を実施し、スーパー以外も有料となりました。
- ・レジ袋の有料化によりマイバッグの利用が拡大しました。
- ・日野市レジ袋無料配布中止に向けた共同会議の活動は、国の「みんなで減らそうレジ袋チャレンジ」の

優秀賞を受賞しました。ごみゼロプランでは「共同会議は目標を実現した時点で解散」となっており、レジ袋有料化という目標を実現したため、共同会議は解散しました。

・さらなるレジ袋使用削減に向けて、マイバッグを忘れた時やマイバッグに入りきらない買い物をした時に新たな日野市の指定ごみ袋（レジごみ袋）をレジ袋代わりに購入してもらいレジ袋を減らす社会実験を明星大学と連携して進めております。デザイン性が良い袋とするため、学生がデザインを作成しました。

後期に向けた評価

レジ袋の有料化が実現したため、指標は達成されました。今後は、指定ごみ袋の工夫に力点をシフトしていく必要があります。指標も指定ごみ袋の工夫に対するものに変更が必要です。

今後の方向性

・レジ袋の有料化により、民間でも様々なマイバッグが作成され、市民が活用する流れが定着してきています。今後はごみ袋をレジ袋の代わりに購入していただく社会実験を進め、その結果を踏まえて、事業化へ判断を行っていきます。

・明星大学との連携を活かし、通常の指定ごみ袋についても新たなデザインを検討していきます。

・レジ袋有料化に伴い、新たな指標は指定ごみ袋のデザインの見直しに改定し、令和4~6年までを見直しの必要性やデザイン等の検討期間、令和7年から検討内容に応じて新デザインの袋の作成を目指します。

◆改定プラン

【施策内容】

レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫により、ごみの発生量を抑制します。

【市】

・ごみ袋をレジ袋の代わりに購入していただく社会実験（レジごみ袋）を進め、その結果を踏まえて、事業化の判断を行う。

・明星大学との連携を活かし、通常の指定ごみ袋についても新たなデザインを検討していく。

【市民】

・過剰包装を頼まない、断る。

・レジ袋を断る。

マイバッグ等（レジ袋のリユースを含む）を積極的に利用し、レジ袋を断る。

・レジごみ袋の社会実験に協力する。

【事業者】

・レジごみ袋の社会実験に協力する。

●指標

現状(H27)	レジ袋辞退率:54.6%※
前期(H29-R3)	令和3年度のレジ袋辞退率60%以上を達成する。
後期(R4-8)	指定ごみ袋のデザインの見直し

※マイバッグ出口調査結果(平成27年10月データ)、平均辞退率

【継続・強化】施策③：リユースの促進

不用品を、必要に応じて修理・再生した上で資源循環（リユース）、環境配慮製品の利用促進等により、ごみの発生量を抑制します。

指標

現状（H27）	新規事業の取組みとなるため、現状の取組みはなし
前期（H29-R3）	リサイクルプラザにおける必要な機能や設備を検討する。
後期（R4-8）	リサイクルプラザを整備し、フリーマーケットや不用品の修理等のための場所を提供する。

指標の達成状況

・リサイクルプラザ（不要品リユース仲介拠点）は旧不燃ごみ処理施設を解体した跡地に建設することを考えていますが、厳しい財政状況もあり、解体工事の目途が立たないため検討段階に至っておりません。

社会状況等の変化

- ・環境意識の高まり
- ・フリマアプリの拡大
- ・プラスチック資源循環法の施行（令和4年4月）
- ・厳しい経済状況
- ・新型コロナウイルス感染症の流行

進捗状況

- ・リサイクルプラザは旧不燃ごみ処理施設を解体した跡地に建設することを考えていますが、厳しい財政状況もあり、解体工事にも着手できない状況があります。
- ・リサイクル事務所やひの市民リサイクルショップ回転市場の支援は継続しています。
- ・環境配慮製品については、近年の環境意識の高まりにより、環境配慮製品の使用が促進されております。プラスチック資源循環法の施行により、特定プラスチック使用製品12品目について大量に提供する事業者に排出抑制が義務付けられました。
- ・イベント等でのリターナブル容器の使用は新型コロナウイルス感染症の流行によりイベントが中止になったことや、イベントを行っても飲食を自粛する傾向があつたため、利用機会自体が減少しました。

後期に向けた評価

指標であるリサイクルプラザ建設の目途が立たない状況でも他の不要品リユース仲介拠点の充実が必

要です。新型コロナウイルスの感染状況や環境意識の高まり等、社会情勢の変化による影響が大きいので影響を踏まえた展開が必要です。

今後の方向性

- ・不要品リユース仲介拠点の充実を図るため、社会実験としてジモティースポット日野を設置し、民間のノウハウを活用することで粗大ごみを減らす取り組みを実施していきます。
- ・リサイクルプラザは、市の財政状況を確認しながら、検討が進められる段階で必要な機能を検討していきます。
- ・消費者の環境意識の高まりにより、事業者が環境配慮製品を作成し、普及する流れができているため、この流れを見守っていきます。
- ・イベント等でのリターナブル容器等の使用については今後の感染状況や意識の変化を踏まえながら、方向性を検討していきます。
- ・他自治体も徐々にフリマアプリや「ジモティー」等の不要品交換サイトの活用を進めている中で、動向を注視し、リユースに関する市民の関心や利便性の向上に向けて検討していきます。

◆改定プラン

【市】

- ・不要品リユース仲介拠点の充実を図るため、社会実験としてジモティースポット日野を設置し、民間のノウハウを活用することで粗大ごみを減らす取り組みを実施する。
- ・フリマアプリや不要品交換サイトの活用等の動向を注視し、リユースに関する市民の関心や利便性の向上に向けて検討する。
- ・リサイクルプラザの検討が進められるようになったら必要な機能や設備を検討する。
- ・リサイクル事務所や回転市場への積極的な支援を継続していく。
- ・PR啓発事業により、市民・事業者による環境配慮製品の使用を促進していく。
- ・イベント等でのリターナブル容器・マイ容器の使用については新型コロナを契機とした衛生意識の高まりにも配慮し、今後の意識の変化を踏まえながら、方向性を検討していく。

【新規】施策④：ごみの減量意識向上に繋がるシステムの導入検討

エコポイント制度や優良店評価制度等、ごみ減量やりサイクルに取り組んだ際に、メリットが生まれるような新システムの導入を検討します。

指標

現状 (H27)	新規事業の取組みとなるため、現状の取組みはなし
前期 (H29-R3)	新システムの導入に向けて、市民・事業者が参加した共同会議等を開催し、実施内容を検討する。また、実施可能なものは段階的に導入する。
後期 (R4-8)	引き続き新システムを検討し、段階的な導入を実施する。

指標の達成状況

例えば「雑誌・雑紙のリサイクルでお店のポイントがたまる」等、事業者が主体的に独自ポイントによる制度を開始している状況があり、段階的な導入は進んでいます。(事業者の独自性を踏まえ統一サービスの導入は行わない。)

社会状況等の変化

- ・環境意識の高まり
- ・企業の ESG に対する認識の向上
- ・厳しい経済状況

進捗状況

- ・イオンスタイル多摩平の森でポイントのたまる雑誌・雑紙のリサイクル回収を行っております。
- ・セブン-イレブンでポイントがたまるペットボトル回収の仕組みの構築を進めております。開始に際しては市でも周知を行っていきます。
- ・事業者が主体的に環境に配慮した活動を実施している状況を踏まえ、事業者の新たな取り組みをエコー等で取り上げることで、事業者の活動を後押ししていきます。

後期に向けた評価

事業者が主体的に独自ポイントによる制度を開始している状況があり、指標の段階的な導入は進んでおります。市でも事業者の取り組みを後押しする活動を実施しており、今後も事業者による主体的な活動の促進が必要です。

今後の方向性

- ・事業者が主体的に環境に配慮した活動を実施している状況を踏まえ、ポイント制度も含めたごみ減量意識向上に繋がるシステムの導入を事業者に働きかけていきます。
- ・事業者のよい取り組みをエコー等で取り上げることで、事業者の活動を後押ししていきます。

◆改定プラン

【市】

- ・事業者が主体的に環境に配慮した活動を実施している状況を踏まえ、ポイント制度も含めたごみ減量意識向上に繋がるシステムの導入を事業者に働きかけていく。
- ・事業者のよい取り組みをエコー等で取り上げることで、事業者の活動を後押ししていく。

【市民】

- ・システムを導入している店舗があるため、積極的に活用する。

【事業者】

- ・ポイント制度も含めたごみ減量意識向上に繋がるシステムの導入を検討する。

【継続・強化】施策⑤：推進体制の強化

(仮)ごみゼロ推進協議会等といった、新たに必要となる体制づくりや、既存の体制の活性化により、ごみの発生量抑制を推進する体制を強化します。

指標

現状(H27)	ごみ減量推進市民会議、生ごみリサイクルサポーター会議等の開催
前期(H29-R3)	ごみ減量に関する会議における体制について、市民・事業者とともに検討を進める。
後期(R4-8)	ごみ減量に関するそれぞれの会議が中心となり、具体的な活動を実施する。

指標の達成状況

新たなごみ減量に関する会議体として「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」を設置しました。

社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行

進捗状況

- ・新型コロナウイルス感染症拡大により会議の設置が難しい状況がありましたが、令和3年11月にごみ減量・リサイクル等推進協議会を設置。委員構成については幅広い世代が参加できる仕組みを構築。
- ・市民活動、地域活動、商工会等には地域協働課や産業振興課等により支援を行っております。ごみゼロ推進課ではダンボールコンポスト講習会等のPRを行っております。
- ・現在、「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」のプロジェクトチームとしては、「生ごみリサイクルサポーター連絡会」があります。

後期に向けた評価

協議会を設置し活動を行っているため指標は達成しております。今後は協議会の活動を継続していきます。

今後の方向性

「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」の中で、ごみゼロプランの中間検証見直しを行うとともに、見直し後には、協議会のあり方を検討しながら、プランの重点項目の進め方等を検討していきます。

◆改定プラン

【市】

- ・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」の中で協議会のあり方を検討しながら、プランの重点項目の進め方等を検討していく。

【継続・強化】施策⑥：拡大生産者責任の徹底に向けた働きかけ

ごみ減量・リサイクルに関する製造・流通・販売・企業の適正な責任分担のあり方を追求するため、拡大生産者責任の徹底に向けて、日野市としてできることを実施していきます。具体的には、周辺自治体や都等と協力し、国や業界団体への働きかけを実施するとともに、製造・流通・販売側の事業者に対しては、環境配慮設計や簡易包装を促進します。

指標

現状(H27)	拡大生産者責任の追及を全国都市清掃会議等を通して、国に要望。 「容器包装お返し大作戦」の実施及び行政回収の見直し検討。
前期(H29-R3)	拡大生産者責任等の制度に対する意見を市民や事業者から聴取し、国や業界団体等への働きかけの方法を検討する。
後期(R4-8)	前期での聴取結果・働きかけの方法の検討結果を元に、国や業界団体に対して意見を発信する。

指標の達成状況

国や業界団体に対して、周辺自治体や都等と連携しながら、拡大生産者責任に対する意見、要望の発信をしております。(プラスチック資源循環法が施行されました。)

社会状況等の変化

- ・レジ袋有料化の実施
- ・プラスチック資源循環法の施行(令和4年4月)
- ・企業のESGに対する認識の向上

進捗状況

- ・令和2年7月にレジ袋の有料化が実施されました。
- ・令和4年4月からプラスチック資源循環法により小売り・サービス事業者が提供する使い捨てプラスチック製品12品目について使用削減が義務付けられました。また、製造事業者に対しては、プラスチック容器包装の環境配慮設計の努力義務が課されます。
- ・国や業界団体に対して、周辺自治体や都等と連携しながら、拡大生産者責任に対する意見、要望の発信をしています。
- ・事業者もプラスチック資源循環法に基づく対応を行うほか、従来、使い捨てされていた洗剤やシャンプー等の日用消耗品や食品等の容器や商品パッケージを、ステンレスやガラス等の耐久性の高いものに変え、繰り返し利用を可能にする新たな商品提供システムを導入する事業者がでてきました。

後期に向けた評価

日野市が長年取り組み続けてきたレジ袋有料化が実現する等、今までの活動が評価され、指標は達成しております。拡大生産者責任の徹底については、今後も要望を継続していく必要があります。国とは別に事業者が独自に改善している動きもあり動向の注視が必要です。

今後の方向性

今後もプラスチック類の収集、施設運転費等の事業者負担等も含めて、拡大生産者責任の徹底に向けて国に要望を行い、改善を促進させていきます。

◆改定プラン

改定なし

【継続・強化】施策⑦：事業系ごみの減量に向けた制度の検討

事業系ごみの減量に向け、一定規模以上の事業者への再利用計画書の提出義務付け、事業系ごみの搬入手数料の適正化検討等を実施します。

指標

現状 (H27)	事業の用途に供する部分の延床面積が 3,000 m ² 以上の事業用大規模建築物をもつ事業者に対して、再利用計画書の提出を求めている
前期 (H29-R3)	事業用大規模建築物の対象拡大について検討する。
後期 (R4-8)	検討結果に基づき必要に応じて、関係条例の改正等を実施する等、事業系ごみの減量に向けた制度の改善を図る。

指標の達成状況

事業用大規模建築物の対象拡大について検討しましたが、コロナ禍においての拡大は、事務負担の増加に関して新たな対象事業者の理解が得られる状況ないと判断し、対象拡大は見送ることとしました。

社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行
- ・企業の ESG に対する認識の向上

進捗状況

- ・新型コロナウイルス感染症の流行時に、延床面積が 3,000 m²以上の事業用大規模建築物をもつ一部の事業者から、再利用計画書の作成が困難という声がありました。再利用計画書の提出は継続しております。
- ・少量排出事業所向けに事業系ごみの出し方を「ごみ・資源分別カレンダー」で周知しております。
- ・クリーンセンターへの事業系ごみの搬入手数料は 42 円/kgと多摩地域で高水準を維持しております。

後期に向けた評価

新型コロナウイルス感染症の流行時には延床面積が 3,000 m²以上の事業用大規模建築物をもつ事業者においても、再利用計画書の作成の事務負担が厳しい旨の意見がありました。延べ床面積の引き下げは事業規模の小さい事業所に負担がかかることであるため、感染症の蔓延や厳しい経済状況の中での対象拡大については慎重に検討する必要があります。事業系ごみの減量に向け、現在の取り組みを継続していきます。

今後の方向性

- ・引き続き、延床面積が 3,000 m²以上の事業用大規模建築物をもつ事業者に、再利用計画書の作成を求めるとともに適正な排出について周知、啓発、指導していきます。
- ・対象事業者の拡大については感染症の蔓延状況や経済の動向を踏まえるとともに実効性や運用面での課題についても慎重に検討し、拡大するかどうかの判断を行っていきます。
- ・延床面積が小さな事業者に対しても情報提供・普及・啓発等を実施していきます。
- ・クリーンセンターへの事業系ごみの搬入手数料は他市の状況を確認しながら、必要に応じて適正化を図っていきます。

◆改定プラン

【市】

- ・事業の用途に供する部分の延床面積が 3,000 m²以上の事業用大規模建築物をもつ事業者に対して、引き続き再利用計画書の提出を求めるとともに食品ロス削減、生ごみ資源化、紙ごみ資源化、プラスチックごみの適正な排出を行っていただく。
- ・事業の用途に供する部分の延床面積が小さな事業者に対しても、ごみ減量に向けた情報提供・普及・啓発等を実施する(4.3 ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供参照)。
- ・クリーンセンターへの事業系ごみの搬入手数料は他市の状況を確認しながら、必要に応じて適正化を図っていく。

4.1.2 生ごみの更なる減量に向けて

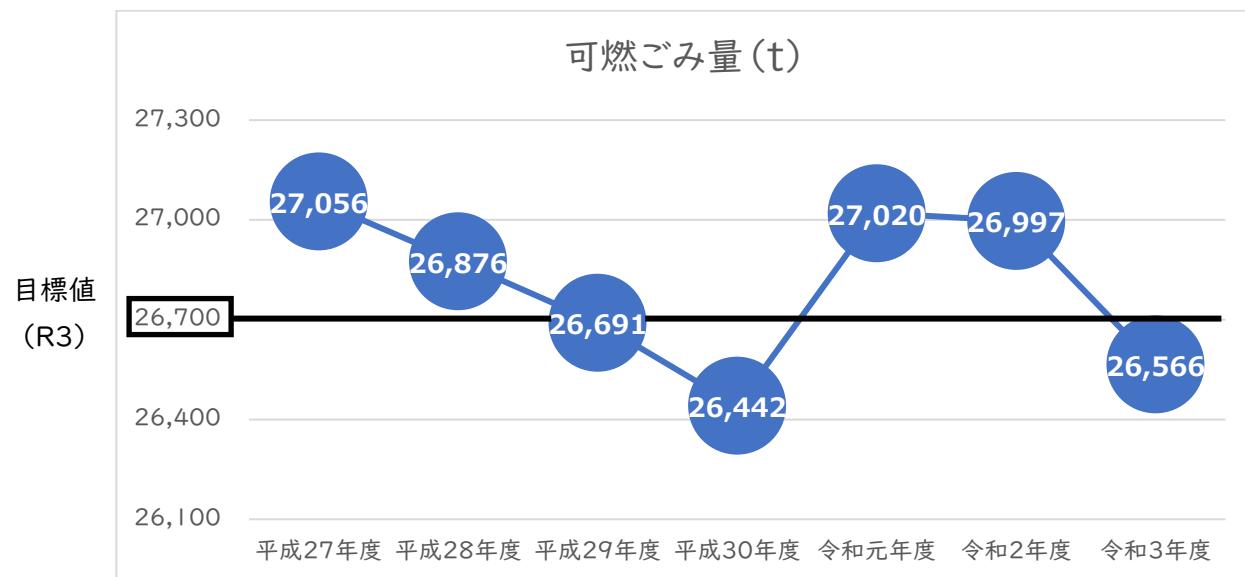
【新規】施策⑧：生ごみの更なる減量に向けた取り組み

可燃ごみの約33%（組成分析調査による）を占める生ごみを更に減量していくためには、市民・事業者による発生抑制と市による発生抑制への支援、リサイクルの推進が必要です。

指標

現状(H27)	可燃ごみ量 27,056t
前期(H29-R3)	生ごみの減量・リサイクルを推進し、可燃ごみ量約300tの減量
後期(R4-8)	生ごみの減量・リサイクルを推進し、可燃ごみ量約600tの減量

指標の達成状況



社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行
- ・食品ロスへの関心の高まり

進捗状況

- ・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」を設置したため、協議会等で進め方を検討します。
- ・発生抑制への取り組みについて3切り運動の推進をエコー等で周知を図っていきます。
- ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加。先進市の事例等を検討していきます。先進市の事例等で良い取り組みはエコー等で周知していきます。

- ・ダンボールコンポスト等の補助や講習会により、生ごみ減量の普及啓発活動を行っています。
- ・せせらぎ農園により、生ごみの堆肥化を行い生ごみの減量を行っています。
- ・石田環境プラザに常設のフードドライブを設置し、食品ロス削減を推進しています。
- ・学校給食残渣を民間バイオガス化施設で処理しています。

後期に向けた評価

可燃ごみ量は新型コロナウイルス感染症の蔓延による在宅時間の増加等により、ごみ量が増加することを考慮しながら、今後の推移をみていく事が必要です。施策については協議会等で進め方の検討を進めます。

今後の方向性

- ・市民・事業者とともに実施する施策検討の場として協議会等で進め方の検討を進めます。
- ・良い取り組み事例等はエコー等で周知していきます。

◆改定プラン

改定なし

4.2 適正なりサイクルの推進

4.2.1 分別徹底による資源化の促進

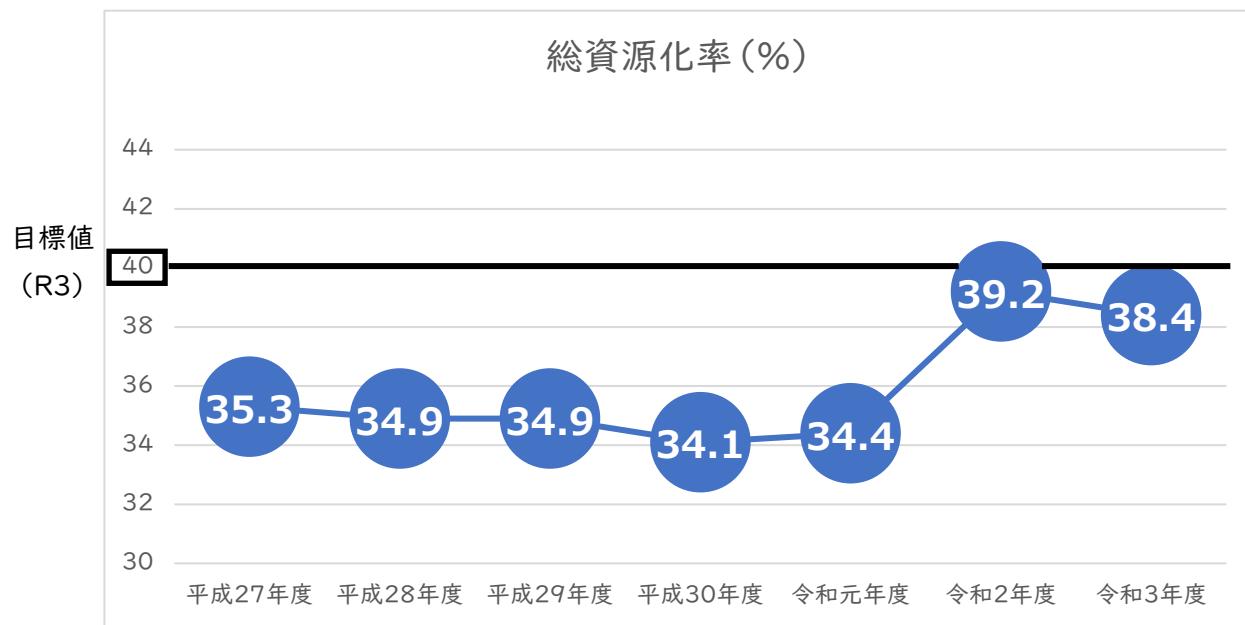
【継続・強化】施策①：分別状況確認の強化

分別状況の確認を徹底し、結果を周知することにより、市民・事業者のごみの分別に対する意識の向上及び分別徹底を図り、資源化への取り組みを促進します。なお、分別徹底のための情報提供・普及啓発については、「4.3 ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供」の項目に示します。

指標

現状 (H27)	資源化率:35.3%
前期 (H29-R3)	令和3年度の資源化率を42%以上とする。
後期 (R4-8)	令和8年度の資源化率を45%以上とする。

指標の達成状況



社会状況等の変化

- ・プラスチック類の分別・資源化の実施(令和2年1月～)
- ・プラスチック資源循環法の施行(令和4年4月)
- ・新型コロナウイルス感染症の流行

進捗状況

- ・令和2年1月からのプラスチック類ごみの分別回収の実施にあたっては、自治会や管理組合だけでなくサークル等の希望団体を含めて説明会を開催し、分別の周知徹底を図った。ごみ出しルールを守らない所にはごみパトロール隊が排出指導を行っています。自治会やマンション管理組合では廃棄物減量等推進員がごみ担当を担っています。
- ・原則的に分別が適切でない家庭のごみは収集せず、お知らせシールを貼って置いてくることになっています。収集業者との業務連絡会では、分別状況等の確認をおこなっており、特別に周知を行った方が良い内容については市がチラシの作成をおこない、収集業者がマナーを守っていない家庭に対してポスティングを行う等の対応を行っています。また、ごみアプリについては未掲載の品目について、市への問い合わせや収集業者の気づきにより掲載を追加し、内容の充実を図っています。

後期に向けた評価

プラスチック類ごみの分別回収を開始し、資源化率は向上しましたが、指標は未達成です。分別に関する周知を行い、更なる分別の徹底を進めていく必要があります。

今後の方向性

- ・分別に関しては廃棄物減量等推進員や広報、エコー、ごみ分別アプリ、LINE等、時代に即した様々な手段を用いて周知していく。
- ・定期的に業務連絡会を開催し、分別についての情報交換を進めながら業務の改善を図っていきます。
- ・指標の資源化率は総資源化率を表しているため、記載を総資源化率に改めます。

◆改定プラン

【市】

- ・可燃ごみ等への資源化可能なプラや紙等の組成割合を数字で示していく。
- ・可燃ごみ等を出す前に資源ごみが混入していないか点検することを呼びかけていく。
- ・分別に関しては廃棄物減量等推進員や広報、エコー、ごみ分別アプリ、LINE等、時代に即した様々な手段を用いて周知していく。
- ・定期的に業務連絡会を開催し、分別についての情報交換を進めながら業務の改善を図っていく。

●指標

現状(H27)	総資源化率:35.3%
前期(H29-R3)	令和3年度の総資源化率を42%以上とする。
後期(R4-8)	令和8年度の総資源化率を45%以上とする。

4.2.2 生ごみの減量・資源としての活用の促進

【継続・強化】施策②：家庭内における生ごみの減量・資源化の促進

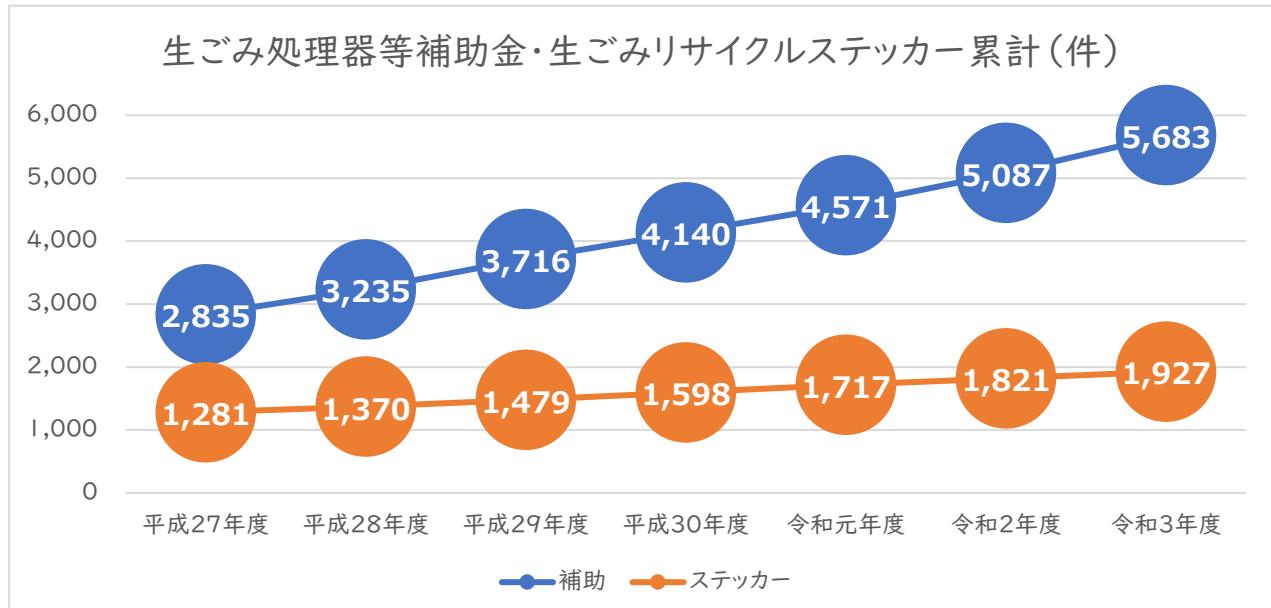
家庭内における生ごみを循環等させることによって、生ごみの減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量の削減を目指します。

指標

現状(H27)	生ごみ処理器等補助金実績(累計) 2,835 件 生ごみリサイクルステッカー配布状況(累計) 1,281 件
前期(H29-R3)	令和 3 年度の生ごみ減量・資源化への取り組み世帯数 4,000 件※(全世帯の約 5%) 以上を達成する。
後期(R4-8)	令和 8 年度の生ごみ減量・資源化への取り組み世帯数 8,000 件※(全世帯の約 10%) 以上を達成する。

※ 生ごみ減量・資源化への取り組み世帯数=コンポスト等による減量実施世帯だけでなく、水切りや畑・庭などへの埋め立て、機械式処理など様々な取り組みを行う全ての世帯を示す。数値は累積数値とする。

指標の達成状況



※生ごみ減量・資源化への取り組み世帯数の把握が難しいため、平成 27 年度時点の現状確認として使用した指標を集計しました。

社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行

進捗状況

- ・コロナ禍による在宅時間の増加により、生ごみ処理器購入補助制度の利用者は拡大しています。
- ・生ごみリサイクルステッカーの配布及び配布状況を確認しています。
- ・コロナ禍により講習会等の実施が難しい状況があったため、ひの・まちの生ごみを考える会により、コンポストを普及する動画制作や、オンライン講習会を実施。現在は、感染対策を行い、対面のダンボールコンポスト講習会も再開しています。

後期に向けた評価

コンポストについては拡大しています。指標は把握しやすい項目への変更が必要です。

今後の方向性

- ・コンポストについてはダンボールコンポスト以外にもバック型の LFC コンポストや家で堆肥を利用しない方向けのコンポストもあるため、ニーズに合わせた生ごみの減量を検討していきます。
- ・指標については補助件数やステッカーの件数で推移を確認していきます。指標内容は補助件数とステッカ一件数」とし、令和 8 年度の指標は「補助 8,000 件、ステッカー2,500 件」とします。

◆改定プラン

【市】(既存の記載に下記を追加)

- ・コンポストについてはダンボールコンポスト以外にもバック型の LFC コンポストや家で堆肥を利用しない方向けのコンポストもあるため、ニーズに合わせた生ごみの減量を検討していく。

●指標

現状(H27)	生ごみ処理器等補助金実績(累計) 2,835 件 生ごみリサイクルステッカー配布状況(累計) 1,281 件
前期(H29-R3)	令和 3 年度の生ごみ減量・資源化への取り組み世帯数 4,000 件※ (全世帯の約 5%) 以上を達成する。
後期(R4-8)	令和 8 年度の生ごみ処理器等補助金実績(累計) 8,000 件 生ごみリサイクルステッカー配布状況(累計) 2,500 件

【継続・強化】施策③：地域内の生ごみ循環の促進

地域内における生ごみを循環させることによって、生ごみの減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量の削減を目指します。

指標

現状 (H27)	生ごみリサイクルセンター登録者数 21 名
前期 (H29-R3)	令和 3 年度の生ごみリサイクルセンター 30 名以上の登録を達成する。
後期 (R4-8)	令和 8 年度の生ごみリサイクルセンター 50 名以上の登録を達成する。

指標の達成状況



社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行

進捗状況

- ・生ごみリサイクルセンターによるダンボールコンポスト講習会等、生ごみ処理器の普及活動によって生ごみの減量に向けて動いています。
- ・既存のコミュニティガーデンについて、移転先の検討を進めており、本計画において、新たな位置づけも検討する必要があります。
- ・新たな生ごみの分別収集・資源化に向けて先進市の事業を情報収集しています。

後期に向けた評価

生ごみリサイクルサポーターの登録者数は増加していませんが、コンポストの補助事業の利用者は増えています。協議会が新規に立ち上がったこともあり、改めて生ごみリサイクルサポーターの役割を見直し、新たな展開の検討が必要です。

また、コミュニティガーデンの移転先等の今後の方向性についても、位置づけを検討する必要があります。

今後の方向性

- ・廃棄物減量等推進員の講習会でダンボールコンポストの周知を行う等の展開を行っていきます。
- ・新たな生ごみの分別収集・資源化に向けて先進市の事例等を研究し、検討していきます。
- ・生ごみリサイクルサポーターの役割、位置づけ等を整理するとともに、広く市民に浸透するような仕組みづくりを検討していきます。
- ・コミュニティガーデンについては、日野市クリーンセンター、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設、河川防災ステーションを「ごみ減量推進ゾーン」として位置づけ、生ごみみたい肥化事業の拠点を設置し、全市での取り組みの中核的な役割を担うとともに、環境学習や地域コミュニティの創出等、様々な役割を担う場として活用していきます。

◆改定プラン

【市】

- ・生ごみリサイクルサポーターの役割、位置づけ等を整理するとともに、広く市民に浸透するような仕組みづくりを検討していく。
- ・コミュニティガーデンについては、日野市クリーンセンター、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設、河川防災ステーションを「ごみ減量推進ゾーン」として位置づけ、生ごみみたい肥化事業の拠点を設置し、全市での取り組みの中核的な役割を担うとともに、環境学習や地域コミュニティの創出等、様々な役割を担う場として活用していく。
- ・新たな生ごみの分別収集・資源化に向けて先進市の事例等を研究し、検討していく。
- ・廃棄物減量等推進員の講習会でダンボールコンポストの周知を行う等の展開を行っていく。

【継続・強化】施策④：事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進

事業系生ごみ（食品ロスや食品残渣）を削減することによって、ごみ減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量の削減を目指します。

指標

現状 (H27)	学校給食の食品残渣について食品リサイクル法に則ったリサイクルを推進
前期 (H29-R3)	事業系生ごみ削減を目的とし、事業者を対象とした説明会を開催し、減量施策等への協力事業者数を参加事業者の 10%以上とする。
後期 (R4-8)	事業系生ごみ削減を目的とし、事業者を対象とした説明会を開催し、減量施策等への協力事業者数を参加事業者の 30%以上とする。

指標の達成状況

事業者を対象とした説明会は開催していませんが、事業系生ごみ削減を目的とした「手前どり POP 事業」を令和 3 年度に実施しました。

「手前どり POP 事業」は、「おにぎり」等のすぐに食べる商品を陳列されている手前から取ることを推奨する事業で、賞味期限切れを防ぎ、食品ロス削減につながる取り組みとなっています。

社会状況等の変化

- ・企業の ESG に対する認識の向上

進捗状況

- ・学校給食については残渣を資源化施設に搬入し、バイオガス化を行っています。
- ・食品リサイクル法対象事業者（年間100tを超える食品廃棄物が発生する事業者）は食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量等の取り組みを実施しています。
- ・セブン-イレブンで消費期限の近づいた商品にポイントが付くシールを貼るエシカルプロジェクトや手前どり POP の設置等により食品ロスの削減の取り組みが始まりました。（手前どり POP は市から依頼して設置）
- ・飲食店でも食品ロスが出ないような仕入れの実践に取り組んでいます。

後期に向けた評価

主体的に食品ロスの削減に取り組む事業者ができているため、事業者と市が相互に提案しながら新たな取り組みを促進していくことが必要です。

今後の方向性

- ・主体的に課題に取り組む事業者が拡大しているため、事業者と市が相互に提案しながら新たな事業を進めていき、優良な取り組みをPRすることで、新たな事業者の参加を拡大していきます。
- ・指標内容については「事業者等との協働による事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進」とし、令和8年度の指標は「取り組みの実施」とします。

◆改定プラン

【市】

- ・主体的に課題に取り組む事業者が拡大しているため、事業者と市が相互に提案しながら新たな事業を進めていき、優良な取り組みをPRすることで、新たな事業者の参加を拡大していく。
- ・生ごみの持ち込みの多い事業者に対しては、個々に「登録再生利用事業者」を紹介し、その利用を促していく。
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者等に食品リサイクル資源化施設を紹介し、排出を促していく。

●指標

現状 (H27)	学校給食の食品残渣について食品リサイクル法に則ったリサイクルを推進
前期 (H29-R3)	事業系生ごみ削減を目的とし、事業者を対象とした説明会を開催し、減量施策等への協力事業者数を参加事業者の10%以上とする。
後期 (R4-8)	事業者等との協働による事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みを実施する。

4.2.3 プラスチック類の減量・リサイクル

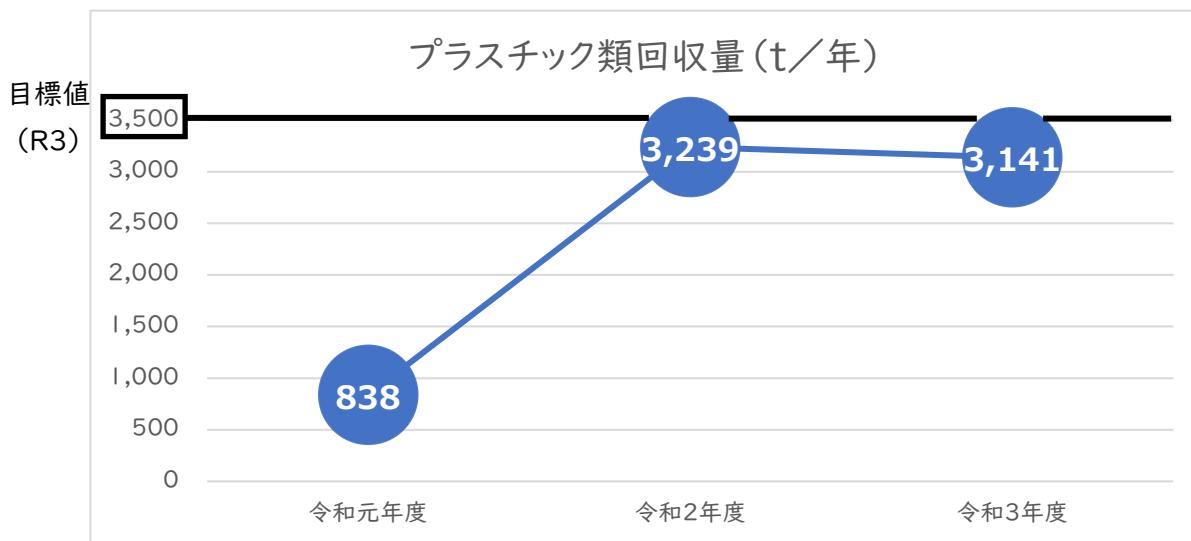
【新規】施策⑤：プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルのための働きかけ

令和2年より、日野市では焼却量の削減のため、プラスチック類の分別回収・リサイクルを開始し、資源としての適正な排出を市民に求めていきます。プラスチック類の資源化による環境負荷の低減を図り、排出量の削減に対する国等への働きかけや分別の徹底を実施します。

指標

現状(H27)	プラスチック類資源化施設建設に向けた準備の実施
前期(H29-R3)	令和3年度のプラスチック類回収量、3,500t/年以下を達成する。
後期(R4-8)	令和8年度のプラスチック類回収量、2,800t/年以下の達成及び、回収量における資源化量を100%に近づける。(混入物ゼロへ)

指標の達成状況



※プラスチック類資源化施設は令和2年1月から稼働

社会状況等の変化

- ・プラスチック類の分別・資源化の実施(令和2年1月～)
- ・プラスチック資源循環法の施行(令和4年4月)
- ・新型コロナウイルス感染症の流行
- ・海洋プラスチック問題を契機とした環境意識の向上

進捗状況

- ・令和2年からプラスチック類ごみの分別回収を開始しました。回収は容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収にしました。
- ・令和2年4月より、プラスチック類資源化施設を稼働し、プラスチック資源化を推進しています。
- ・プラスチック類ごみは有料となっており、容器包装お返し大作戦への影響は特にありません。
- ・令和2年12月にプラスチックスマート宣言を行い、使い捨てプラスチックの排出抑制や分別徹底に取り組んでいます。
- ・プラスチック資源循環法が施行し、特定プラスチック製品の減少が見込まれるとともに代替品の利用が促進すると思われます。

後期に向けた評価

プラスチック類ごみの分別回収を開始し、令和3年度指標の回収量は達成しています。
令和8年度に向けて更なる削減を目指します。

今後の方向性

- ・今後のプラスチック類ごみ排出量の動向を見ながら、さらなる削減を図っていきます。
- ・公共施設におけるペットボトル自販機の抑制を検討していきます。
- ・公共施設にウォータースタンドの設置を進め、マイボトルの活用を推進し、ワンウェイプラスチックの使用抑制を図ります。
- ・4.1.1.①の「施策①：容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化」を推進し、協力店舗を拡大し、拡大生産者責任のもと、さらなる削減に努めています。
- ・事業者の進めるプラスチック類の削減事業を注視しながら、事業者との連携の検討を進めています。

◆改定プラン

【市】

- ・プラスチック類は、できるだけ汚れを取り除いて資源物として分別排出するよう呼びかけていく。
- ・今後のプラスチック類ごみ排出量の動向を見ながら、さらなる削減を図っていきます。
- ・4.1.1.①の「施策①：容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化」を推進し、協力店舗を拡大し、拡大生産者責任のもと、さらなる削減に努めしていく。
- ・事業者の進めるプラスチック類の削減事業を注視しながら、事業者との連携の検討を進めいく。
- ・公共施設におけるペットボトル自販機の抑制を検討していく。
- ・公共施設にウォータースタンドの設置を進め、マイボトルの活用を推進し、ワンウェイプラスチックの使用抑制を図っていく。
- ・国へ拡大生産者責任の徹底を強く求めていく。

4.2.4 剪定枝の減量（可燃ごみ）・リサイクル

【新規】施策⑥：剪定枝の減量・リサイクルの推進

現在大半が可燃ごみとして処理されている一般家庭から排出される剪定枝や公園・街路等の公共施設から排出される剪定枝等を資源化し、可燃ごみの減量に取り組む。

現在市内には公営・民間ともに資源化施設がないため、資源化方法については、市外の民間施設の活用を含め費用対効果等を検証し、実施方法を検討する。

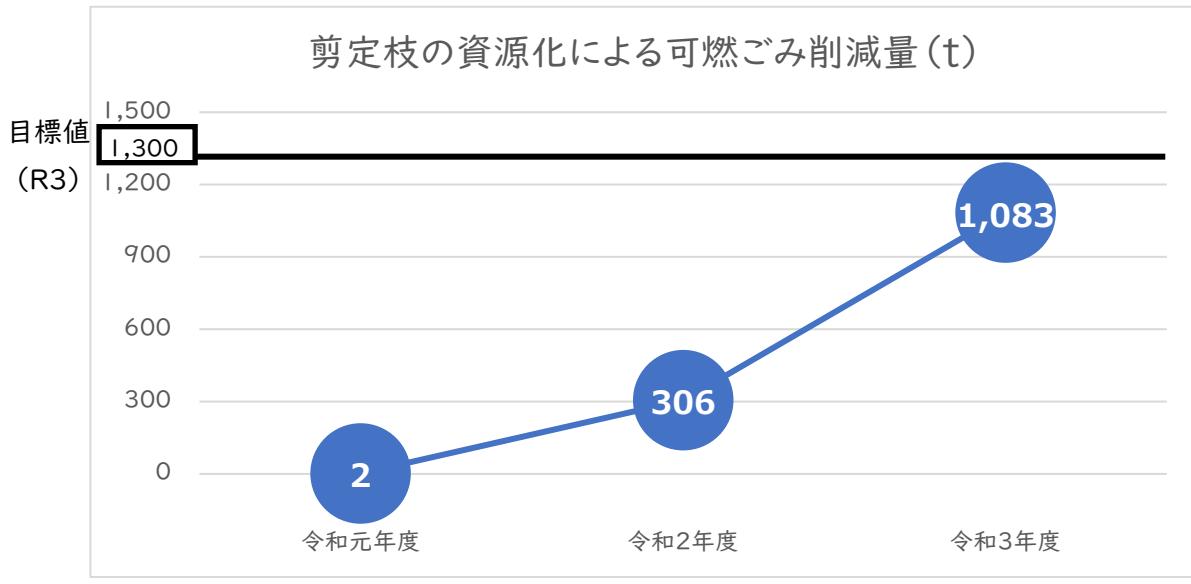
更に、剪定枝以外の落ち葉や草・花等についても資源化できるように検討を進める。

また、現在可燃ごみとして各世帯から回収している剪定枝（1世帯2束の排出）についても、市民の協力を得ながら資源化できる方法について検討を進める。

指標

現状（H27）	剪定枝の資源化に向けた施設の情報収集の実施
前期（H29-R3）	令和3年までに剪定枝の資源化を進め可燃ごみ量を削減する 1,300t/年以上を達成する
後期（R4-8）	令和8年度までに一般家庭から可燃ごみとして排出されている剪定枝の資源化を進め可燃ごみ量を削減する 1,800t/年以上を達成する

指標の達成状況



社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行

- ・厳しい経済状況

進捗状況

- ・公共施設から排出される剪定枝等は民間の資源化施設に排出している。
- ・剪定枝拠点収集事業はルール違反による事前持込や不法投棄が後を絶たなかったため、廃止しました。
- ・クリーンセンターでの剪定枝（落ち葉・小枝含む）の無料受け取り（月1回）を開始し、利用者も順調に拡大。ここで受け取りした剪定枝は民間の資源化施設に排出しています。
- ・可燃ごみとして各世帯から回収している剪定枝を資源化する場合、可燃ごみと別に分別収集する必要があるため費用面での課題があります。

後期に向けた評価

コロナ禍により、一時的に可燃ごみの量は増加しましたが、剪定枝の資源化は着実に拡大しています。更なる拡大に向けて検討が必要です。

今後の方向性

- ・クリーンセンターでの剪定枝無料受け取り（月1回）の利用者が拡大しているため、受け入れが継続できるように対応していきます。
- ・新たな剪定枝等の資源化の拡大については費用面の課題があるため、引き続き可能な方法を検討していきます。

◆改定プラン

【市】

- ・クリーンセンターでの剪定枝無料受け取りの利用者が拡大しているため、受け入れが続けられるように対応していく。
- ・新たな剪定枝等の資源化の拡大については費用面の課題があるため、引き続き可能な方法を検討していく。

4.2.5 リサイクル品目の拡大・拡充

【新規】施策⑦：リサイクル品目拡大・拡充の検討

リサイクル品目の拡大及び拡充については、費用対効果を踏まえつつ推進することで、ごみの埋立量ゼロを目指します。また、リサイクル品目の拡大・拡充に関しては、検討段階であるため、市の行動計画を表記します。

指標

現状 (H27)	新規事業の取組みとなるため、現状の取組みはなし
前期 (H29-R3)	リサイクル品目について、(仮)ごみゼロ推進協議会にて共同会議を設置し、1品目以上の拡大・拡充を市民や事業者とともに検討する。
後期 (R4-8)	リサイクル品目について、1品目以上の拡大・拡充を実施する。

指標の達成状況

使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を実施。

社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行
- ・厳しい経済状況

進捗状況

- ・平成28年度からごみの埋め立て量ゼロを達成しています。
- ・令和2年度から浅川清流環境組合の構成3市（日野市、国分寺市、小金井市）とHOYA 株式会社アイケアカンパニーは使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関して協定を締結し、拠点回収を開始しました。（複数の自治体が共同で協定を結んだ例は全国初です。）
- ・紙おむつは東京都でリサイクルの検討を進めています。
- ・陶磁器・ガラス類、ゴム・革製品、廃油リサイクル等の検討を行っていますが費用対効果の面で課題があります。

後期に向けた評価

使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収により指標は達成しています。回収品目の拡大については費用対効果の観点を踏まえて検討が必要です。

今後の方向性

- ・引き続きごみの埋め立て量ゼロを維持していきます。
- ・使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を継続していきます。
- ・紙おむつのリサイクルは東京都の検討状況に沿って進めていきます。
- ・新たな回収品目の拡大は費用対効果を確認しながら検討していきます。
- ・当面はリサイクル前のリユースに力を入れることで廃棄物の発生を抑制します。

◆改定プラン

- ・引き続きごみの埋め立て量ゼロを維持していく。
- ・使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を継続していく。
- ・紙おむつのリサイクルは東京都の検討状況を見守りながら、病院や介護施設等から排出される使用済み紙おむつのリサイクルの民間委託を検討していく。
- ・新たな回収品目の拡大は費用対効果を確認しながら検討していく。
- ・当面はリサイクル前のリユースに力を入れることで廃棄物の発生を抑制していく。

4.3 ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供

4.3.1 市民・事業者のごみ減量意識の向上・環境学習の充実

【継続・強化】施策①：情報紙・市報等による普及啓発・情報提供

■普及啓発

市報等の情報紙の更なる工夫や、情報内容の充実等を行うことによって、ごみに関する環境問題及びごみ減量に対する意識の向上を図り、普及啓発を促進します。

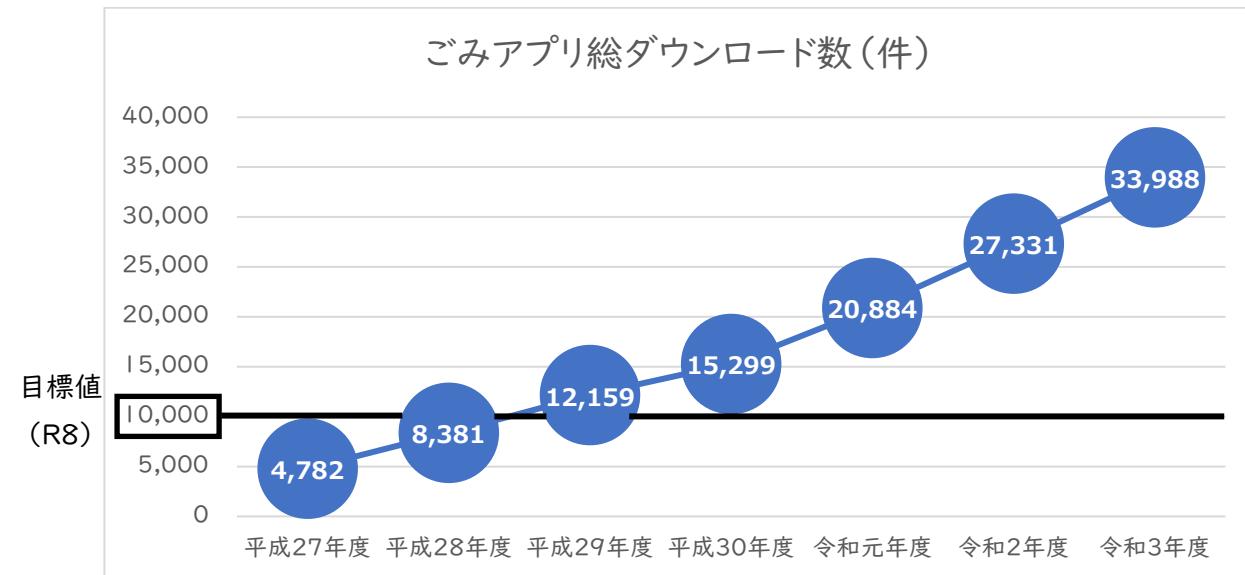
■情報提供

全市民が、適正なごみ分別ができるような啓発を行い、周知徹底を図る。

指標

現状(H27)	ごみアプリの総ダウンロード数 5,411 件 ※平成 28 年 5 月現在
前期(H29-R3)	令和 3 年度のごみアプリの総ダウンロード数、7,000 件以上を達成する。
後期(R4-8)	令和 8 年度のごみアプリの総ダウンロード数、10,000 件以上を達成する。

指標の達成状況



社会状況等の変化

特に影響なし

進捗状況

■普及啓発

- ・ごみ・資源分別カレンダーはより良い内容を改善するため、毎年見直しを行っており、見える化やプラスチックの分別についてお知らせしています。
- ・ごみ情報誌エコーには重要な情報のみを掲載し、内容の焦点化を図りました。詳細の情報は QR コードを活用する方式に改めました。市報も同様の方向となっています。ごみ分別アプリの情報発信もごみに関するものを中心に重点化していきます。

■情報提供

- ・プラスチック類の資源化についてはきめ細やかに説明会を開催し、円滑に実施する事ができました。今後、新たなごみ減量等の取り組みを始める際は丁寧な説明を行っていきます。
- ・転入者については市民窓口課での転入手続きの際に必要な情報を提供していきます。
- ・市民活動団体やイベント情報は社会福祉協議会が運営する「Hi know!」に掲載されています。
- ・クリーンセンターの見学の手引きを作成し、ごみ処理や最終処分場の流れを見える化し、ごみ減量の意識づけを図っています。

後期に向けた評価

ごみ分別アプリの総ダウンロード数は指標を達成しています。普及啓発・情報提供については常に改善を図っていく仕組みの継続が必要です。

今後の方向性

■普及啓発

ごみ・資源分別カレンダーやエコー、ごみ分別アプリ等の情報発信は常に改善を図っていきます。

■情報提供

分別についてはごみ分別アプリを活用し、引き続き分別情報を提供していくとともに、特に気を付けてもらいたい内容はエコーへの掲載やごみアプリのプッシュ通知、日野市公式 LINE を利用し、周知徹底を図っていきます。

●指標

ごみ分別アプリの総ダウンロード数は当初の指標を大きく達成しました。デジタルコンテンツの重要性が増しており、今後もさらなる拡大が見込まれます。これからも時代に即した周知啓発を図っていきます。

◆改定プラン

■普及啓発

【市】

ごみ・資源分別カレンダーやエコー、ごみアプリ等の情報発信は常に改善を図っていく。

■情報提供

【市】

分別についてはごみ分別アプリを活用し、引き続き分別情報を提供していくとともに、特に気を付けてもらいたい内容はエコーへの掲載やごみアプリのプッシュ通知、日野市公式 LINE を利用し、周知徹底を図っていく。

●指標

現状 (H27)	ごみアプリの総ダウンロード数 5,411 件 ※平成 28 年 5 月現在
前期 (H29-R3)	令和 3 年度のごみアプリの総ダウンロード数、7,000 件以上を達成する。
後期 (R4-8)	令和 8 年度の指標「ごみアプリの総ダウンロード数、10,000 件以上」は達成した。今後も時代に即した周知啓発を図っていく。

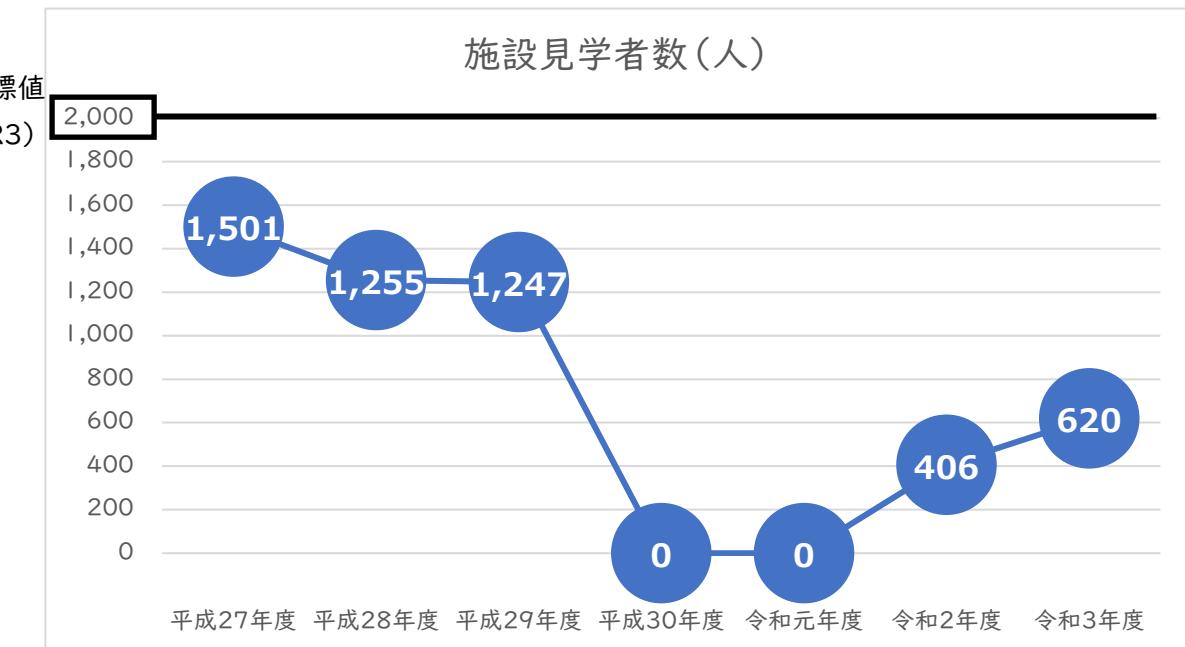
【継続・強化】施策②：ごみ学習推進プログラム

ごみ減量に関する事項や地球環境問題に対する環境学習を推進し、ごみ減量意識の向上を図ります。

指標

現状(H27)	見学者数 1,501 人/年(日野市クリーンセンター)
前期(H29-R3)	環境啓発内容を検討し、ごみ処理施設の見学を通じたごみ減量の意識づけを行う。 令和3年度の見学者数 2,000 人以上/年を達成する。
後期(R4-8)	令和8年度の見学者数 3,000 人以上/年を達成する。

指標の達成状況



社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行

進捗状況

- ・ごみ処理施設の見学に関しては新可燃ごみ処理施設やプラスチック類資源化施設の建設工事や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、見学を中止または縮小して実施していた時期がありました。

- ・夏休みごみ探検隊として親子で参加できるクリーンセンター・浅川清流環境組合の合同見学会を実施しました。
- ・リサイクルプラザの建設の目途が立たないため、リサイクルプラザでの環境学習の検討に移れない状況があります。
- ・教育委員会や小学校、大学と連携し、学校が求めるごみの教育に向けて検討を進めています。
- ・給食残渣等を利用したリサイクル農園の学校での実施は時間的な制約があるため難しい状況があります。保育園や幼稚園では、生ごみ残渣を園の農園にすき込み生ごみたい肥化を実践しているところがあります。

後期に向けた評価

コロナ禍により環境学習が縮小されているので、拡大が必要です。
動画配信等の新たな手段を含めて指標の見直しが必要です。

今後の方向性

- ・新型コロナの蔓延状況に応じたごみ処理施設の見学を行っていくとともに、施設見学以外にも様々な形態による環境学習があるため、動画配信や出前授業を含めた「環境学習を行った年間人数」に指標の内容を改めます。
- ・新たな環境学習の創出に向けて教育機関のニーズを確認しながら進めていきます。
- ・環境意識の向上・啓発については、動画配信や市内事業者との連携等、時代に即した柔軟な方法を検討していきます。
- ・リサイクルプラザの検討に際しては環境学習の視点も含めていきます。
- ・リサイクル農園は保育園や幼稚園での実施を継続していく。

◆改定プラン

【市】

- ・ごみ処理施設の見学を通じて、ごみ処理の現状を周知し、ごみ減量への意識づけを行う。(一般的の見学、学校行事)
- ・子どもたちや保護者への環境学習教育を充実させる。(ごみ処理の実態、減量方法、ごみの発生による地球環境問題等)
- ・市及び市民との協働による人材育成を行う。
- ・リサイクルプラザの検討に際しては環境学習の視点も含めていく。
- ・新たな環境学習の創出に向けて教育機関のニーズを確認しながら進めていく。
- ・リサイクル農園は保育園や幼稚園での実施を継続していく。
- ・環境意識の向上・啓発については、動画配信や市内事業者との連携等、時代に即した柔軟な方法を検討していく。

●指標

現状（H27）	見学者数 1,501 人/年（日野市クリーンセンター）
前期（H29-R3）	環境啓発内容を検討し、ごみ処理施設の見学を通じたごみ減量の意識づけを行う。 令和 3 年度の見学者数 2,000 人以上/年を達成する。
後期（R4-8）	令和 8 年度の環境学習を行った年間人数 3,000 人以上/年を達成する。

※新型コロナの蔓延状況に応じたごみ処理施設の見学を行っていくとともに、施設見学以外にも様々な形態による環境学習があるため、後期からは動画配信や出前授業を含めた「環境学習を行った年間人数」に指標の内容を改める。

【継続・強化】施策③：情報交換の活性化

ごみ減量に関する情報交換の場を設置・活性化し、ごみ減量の推進を図ります。

指標

現状 (H27)	新規事業の取組みとなるため、現状の取組みはなし
前期 (H29-R3)	令和3年までに ① 市民・事業者・市(3者)が集い、意見交換できる場を設置する。 ② ごみカフェのような市民意見交換の場の設立に向けて準備会を立ち上げる。
後期 (R4-8)	3者が意見交換できる場を活性化させる。 ごみカフェのような市民意見交換の場を設置する。

指標の達成状況

- ・令和3年度に「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」を設置し、市民・事業者・市(3者)が集い、意見交換等ができるようになりました。
- ・ごみカフェの設立については準備会等の設置に至っておりません。

社会状況等の変化

- ・厳しい経済状況

進捗状況

- ・石田環境プラザにごみ減量やSDGs等に関するデジタルサイネージや図書コーナーを設置しました。
- ・エコーに家庭や事業者の優良な取り組み事例として市民のページ知恵袋や容器包装お返し協力店特集等を掲載しました。
- ・市・市民・事業者が意見交換できる場として「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」を設置しました。

後期に向けた評価

- ・ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供は行われています。今後も継続強化。
- ・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」の設置は完了。ごみカフェは今後の検討が必要。

今後の方向性

- ・ごみ関連動画等を作成し、公共施設で流していきます。
- ・ごみカフェについてはカワセミハウス等での実施等を検討していきます。
- ・家庭や事業者の優良な取り組み事例等の有益な情報は今後もエコー等を通じて情報提供していきます。
- ・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」の活用については、今後も検討していきます。

◆改定プラン

【市】

- ・図書館でごみに関する情報の期間展示を実施します。ごみ関連動画等を作成し、公共施設で流していく。
- ・ごみカフェについてはカワセミハウス等での実施等を検討していく。
- ・家庭や事業者の優良な取り組み事例等の有益な情報は今後もエコー等を通じて情報提供していく。
- ・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」の活用については、今後も検討していく。

4.4 広域連携の推進

4.4.1 3市における連携の推進

【新規】施策①：3市でのごみ減量・分別の徹底

日野市、国分寺市、小金井市の3市では、これまで各々で可燃ごみを処理していましたが、日野市、国分寺市の施設は老朽化が進行しており、小金井市は自区内（市内）での可燃ごみ処理ができない状況であることから、令和2年度稼動開始を目指し、3市共同で新たな可燃ごみ処理施設の整備を行います。

広域処理を行う3市において、ごみの減量及び分別の徹底を実施します。そのために、新可燃ごみ処理施設への搬入量・搬入物の確認等の管理を適切に行っていきます。

社会状況等の変化

特に影響なし

進捗状況

- ・3市で浅川清流環境組合を設置し、新たに可燃ごみ処理施設を整備しました。（令和2年度、本格稼働）
- ・3市において、ごみの減量及び分別の徹底するために、新たな可燃ごみ処理施設への搬入量・搬入物の確認等を行っています。

■管理の内容

- ①ごみ搬入量・ごみ質の確認
 - ②事業系持込ごみの搬入検査
 - ③ごみ処理手数料（日野市に合わせて他市が設定）
- ・新たな可燃ごみ処理施設で発生した水銀濃度超過事案への継続的な再発防止対策の一環として、3市及び浅川清流環境組合共同で「水銀製品回収キャンペーン」を実施し、各市市民に積極的に啓発を行っています。

後期に向けた評価

新たな可燃ごみ処理施設の整備の目標は達成したため、継続目標としてごみの減量及び分別の徹底を実施。

今後の方向性

引き続き、地元のご理解ご協力を得て新可燃ごみ処理施設の稼働を行っていきます。また、新可燃ごみ処理施設への搬入量・搬入物の確認等を適切に管理していきます。

◆改定プラン

浅川清流環境組合により日野市、国分寺市、小金井市の可燃ごみ処理施設が設置されました。地元のご理解ご協力を得ながら引き続き可燃ごみ処理施設の稼働を行っていきます。また、可燃ごみ処理施設への搬入量・搬入物の確認等を適切に管理していきます。

【新規】施策②：3市における情報共有の促進

ごみ処理の広域化を実施する3市において、以下の3点を3市市民、行政で共有し、取り組みを検討する必要があります。そのため、3市市民及び行政による情報共有の場を設置し、3市でのごみ減量等に関する施策の検討や、情報交換・発信に取り組んでいきます。

また、3市の小学生や市民の施設見学の実施を検討し、環境教育の充実を図ります。

- 新可燃ごみ処理施設整備に至る経緯と課題
- 今後の各市におけるごみ減量・リサイクルのシステムづくり、基盤整備のあり方
- 新可燃ごみ処理施設の円滑な運用と周辺の環境保全のあり方

社会状況等の変化

特に影響なし

進捗状況

- ・3市市民及び行政による情報共有の場として3市ごみ減量推進市民会議を設置し、新たな可燃ごみ処理施設の設置に向けて課題を整理してきました。新可燃ごみ処理施設稼働後も3市でのごみ減量等に関する施策の検討、情報交換・発信に取り組んでおります。
- ・3市の小学生や市民が新たな可燃ごみ処理施設を見学しております。

後期に向けた評価

3市ごみ減量推進市民会議を設置する目的は達成したため、市民会議の活動を継続目標として実施していきます。

今後の方向性

- ・3市で取り組める課題を模索しながら、3市ごみ減量推進市民会議のあり方を含めて検討し、3市でのごみ減量等に取り組んでいきます。
- ・引き続き、新可燃ごみ処理施設の見学を実施し、環境教育を充実していきます。

◆改定プラン

- ・3市で取り組める課題を模索しながら、3市ごみ減量推進市民会議のあり方を含めて検討し、3市でのごみ減量等に取り組んでいきます。
- ・引き続き、新たな可燃ごみ処理施設の見学を実施し、環境教育を充実していきます。

3市市民、行政で共有し、取り組む内容

- 新可燃ごみ処理施設整備に至る経緯と課題
- 各市におけるごみ減量・リサイクルのシステムづくり、基盤整備のあり方
- 新可燃ごみ処理施設の円滑な運用と周辺の環境保全のあり方

【新規】施策③：3市への情報発信の強化

有害物質等のモニタリング体制づくりについて、浅川清流環境組合とともに実施していきます。具体的には、排出ガス(ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀等)の排出値等の情報を、3市の市民へ発信できるよう、浅川清流環境組合と実施していくとともに、それによるごみ減量意識の向上を目指します。

また、その他にも地域連携への協力を要請する等、市民と浅川清流環境組合の架け橋となるよう取り組んでいきます。

社会状況等の変化

特に影響なし

進捗状況

- ・可燃ごみ処理施設の煙突から出る排ガスを測定した値を表示（自主規制値及び法規制値も表示）する「公害防止情報表示盤」を、可燃ごみ処理施設や新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センターに設置しているほか、可燃ごみ処理施設の運営・維持管理を行っている浅川環境テクノロジー（株）のホームページでも確認できるモニタリング体制を築いております。
- ・地元地域との意見交換について、浅川清流環境組合を含めたクリーンセンター連絡協議会で行う等、地域連携への協力を浅川清流環境組合に要請し、市民と浅川清流環境組合の架け橋の役割を果たしております。

- ・浅川清流環境組合が「浅川清流環境組合ニュース」を発行し3市に情報を発信するとともに、3市それぞれのごみ情報紙を10月と3月の同時期に発行するように改め、啓発内容の同時発信ができる体制を整えました。

後期に向けた評価

モニタリング体制や市民と浅川清流環境組合の架け橋となる体制づくりは目標を達成したため、モニタリング体制や架け橋の役割等を継続目標として実施していきます。

今後の方向性

- ・有害物質等のモニタリング体制を継続していきます。
- ・引き続きクリーンセンター連絡協議会等で地元地域と浅川清流環境組合との架け橋の役割を果たしていきます。
- ・ごみ情報紙等で3市への情報発信を継続していきます。

◆改定プラン

- ・有害物質等のモニタリング体制を継続していきます。
- ・引き続きクリーンセンター連絡協議会等で地元地域と浅川清流環境組合との架け橋の役割を果たしていきます。
- ・ごみ情報紙等で3市への情報発信を継続していきます。

4.4.2 多摩地域における連携の推進

【継続・強化】施策④：最終処分量の削減

日野市を含む多摩地域 25 市・町の自治体から排出される処理残渣は、日の出町にある「ニツ塚最終処分場」に搬入されています。処理残渣のうち焼却灰は、同敷地内にある「東京たまエコセメント化施設」にて 100% 資源化されていますが、不燃性残渣は埋立処分されています。(平成 27 年度時点) ニツ塚最終処分場の埋立容量がなくなった場合、次の処分場を建設することは困難とされています。そのため、最終処分量の目標をゼロとしつつ、埋立処分が発生する場合は、「東京たま広域資源循環組合」による広域的な連携のもと、適正な処分を進めることとします。

また、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、多摩地域で適正なごみ処理に支障が生じた場合は、ごみ処理の相互支援を積極的に実施します。

社会状況等の変化

特に影響なし

進捗状況

日の出町のご理解、ご協力を得て、ニツ塚最終処分場に焼却灰を搬入し、エコセメント化しております。不燃性残渣についてはリサイクルを行い、平成 28 年度からニツ塚最終処分場には搬入しておりません。

また、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、多摩地域で適正なごみ処理に支障が生じた場合は、ごみ処理の相互支援を積極的に実施します。

後期に向けた評価

不燃性残渣の搬入量ゼロの目標は達成。今後も継続して実施。

今後の方向性

- ・引き続き、日の出町のご理解、ご協力を得て、ニツ塚最終処分場に焼却灰を搬入し、エコセメント化していきます。また、不燃性残渣の搬入ゼロを継続していきます。
- ・令和 2 年 10 月に東京たま広域資源循環組合が策定した「第 6 次廃棄物減容(量)化基本計画」に基づき、焼却残さの搬入量の削減に努めます。
- ・「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、多摩地域で適正なごみ処理に支障が生じた場合は、ごみ処理の相互支援を積極的に実施していきます。

◆改定プラン

改定なし

4.4.3 災害廃棄物処理における連携の推進

【新規】施策⑤：災害時対策の強化

災害時においても、浅川清流環境組合や関係機関と連携し、災害廃棄物の適正な処理を実施します。そのために、関係機関との協定締結等を事前に進めることとします。

また、本市以外で発生した災害に対しても、国・都・関係機関等からの要請により、市民に情報を伝え、可能な限りの支援を実施し、相互協力関係の構築に努めます。

社会状況等の変化

自然災害の増加

進捗状況

日野市地域防災計画に基づき、令和3年3月に策定した日野市災害廃棄物処理計画において、地震や豪雨・台風等による水害で発生した災害廃棄物処理についての実施計画を定めております。

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設は、災害時に発生した可燃ごみの処理を実施するとともに、自家発電設備により停電時でも電力供給が可能なことから、日野市の避難所・避難場所ではありませんが、日野市の要請に応じて災害発生時の避難スペースとして活用できるため、食料等を備蓄しております。

後期に向けた評価

日野市災害廃棄物処理計画の策定や浅川清流環境組合・関係機関との連携は達成しております。今後も継続が必要です。

今後の方向性

- ・日野市災害廃棄物処理計画を最新の情勢等に合わせて必要なタイミングで改訂していきます。
- ・関係機関とのさらなる協定締結等についての検討を進めています。

◆改定プラン

改定なし

4.5 ごみの適正処理の推進

4.5.1 収集運搬計画

【継続・強化】施策①：分別区分にあった適正な収集運搬

令和2年度より分別品目の拡大を実施予定であることから、それに対応した収集運搬体制を念頭に、分別区分にあった適正な収集運搬を実施し、住民サービスの向上を図ります。また、収集車両の低公害化、効率的な運搬を検討するとともに、業務連絡会（市と収集業者の会議）による状況報告等を継続実施します。

社会状況等の変化

- ・プラスチック資源循環法の施行（令和4年4月）
- ・新型コロナウイルス感染症の流行

進捗状況

令和2年度からプラスチック類の分別回収を開始し、分別区分にあった適正な収集運搬を実施しております。収集車両については、低公害化を進めるとともに、円滑かつ効率的な収集運搬を実施しております。コロナ禍においては感染対策のため、収集を二班体制とし、収集ルートの見直しを行う等、継続的な収集の維持に努めました。また業務連絡会により、状況報告等を行うことによって適切な業務の遂行を図っております。

後期に向けた評価

プラスチック類の分別回収のための適正な収集運搬は達成したため、継続目標として実施していきます。

今後の方向性

- ・分別区分にあった適正な収集運搬を継続していきます。
- ・引き続き低公害化車両の維持や効率的な収集運搬を行うとともに業務連絡会を開催し、適切な業務遂行を図っていきます。
- ・感染症の流行下においても継続的な収集業務を行っていきます。

◆改定プラン

- ・分別区分にあった適正な収集運搬を継続していきます。
- ・引き続き低公害化車両の維持や効率的な収集運搬を行うとともに業務連絡会を開催し、適切な業務遂行を図っていきます。
- ・感染症の流行下においても継続的な収集業務を行っていきます。

4.5.2 処理計画

【新規】施策②：マテリアルリサイクル推進施設の整備

本市の不燃ごみ処理施設は、昭和 56 年に稼働を開始し、平成 28 年度時点で 33 年が経過しており、老朽化が進んでいる状況であるため、新たな不燃ごみ処理施設を整備します。また、プラスチック類の資源化を目的に建設されるプラスチック類資源化施設と併せて「マテリアルリサイクル※推進施設」として整備する計画であり、令和 2 年稼動開始を目指して、市単独にて整備をします。

処理対象ごみは「不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、プラスチック類」とします。

また、リユースの促進・情報発信の拠点となるリサイクルプラザについては、市民参加による意見を反映しつつ、人が集まる魅力ある施設となるよう、別途検討するものとします。

※マテリアルリサイクル：使用済み製品等を原料とし、新しい製品の材料・原料としてリサイクルすること

社会状況等の変化

- ・プラスチック資源循環法の施行（令和 4 年 4 月）

進捗状況

プラスチック類資源化施設を整備し、プラスチック類のほか、不燃ごみ、不燃性粗大ごみを処理しております。※リサイクルプラザは「4.1.1 施策③：リユースの促進」で取り扱います。

後期に向けた評価

プラスチック類資源化施設を整備する目標は達成しましたので、プラスチック類資源化施設の安定稼働を継続目標として実施していきます。

今後の方向性

プラスチック類資源化施設を安定稼働していく。

◆改定プラン

プラスチック類等の資源化を継続実施していくため、プラスチック類資源化施設（令和2年設置）を安定稼働していきます。

【新規】施策③：既存施設の適正な運用

既存の日野市クリーンセンター内の処理施設について、新たな施設の稼動まで、引き続き現状と同様に適正な運用を図ることにより、安全・安心な処理を行います。

また、新たな施設の整備に伴う既存施設の解体については、住民に情報を伝え、地域住民に対して安全・安心な施設解体を実施します。

社会状況等の変化

特に影響なし

進捗状況

既存施設については新施設稼働まで適正な運用を行いました。

後期に向けた評価

既存施設の適正な運用を行いましたので、解体の目標に移行。

今後の方向性

既存施設を解体する際は住民に情報を伝え、地域住民にとって安全・安心な施設解体を実施していきます。

◆改定プラン

既存施設を解体する際は住民に情報を伝え、地域住民にとって安全・安心な施設解体を実施していきます。

【継続・強化】施策④：不法投棄の防止

不法投棄やポイ捨てを防止し、モラルの向上を図ります。具体的には、パトロール・啓発活動の更なる強化により、公共空間や店舗の回収ボックス等への不法投棄や、ごみのポイ捨て、回収ボックスへのごみの排出等の防止を図ります。

また、河川においては、毎年多摩川・浅川クリーン作戦等が実施されていますので、これらのイベント等を通して啓発を行っていきます。

社会状況等の変化

- ・海洋プラスチック問題を契機とした環境意識の向上
- ・プラスチック資源循環法の成立

進捗状況

- ・不法投棄を防止するため、パトロールを継続的に実施するとともに、不法投棄を防止するための貼紙等を作成し、不法投棄の防止を図っています。また、不法投棄をされた場合は、警察による取り締まりを行っていただき、不法投棄者に適切に処分してもらっております。
- ・河川においては、毎年多摩川・浅川クリーン作戦等が実施されておりますので、これらのイベント等を通して啓発を行っております。

後期に向けた評価

不法投棄防止に向けた活動を継続実施しています。今後も継続していきます。

今後の方向性

- ・今後も不法投棄を防止するためパトロールを継続していきます。
- ・多摩川・浅川クリーン作戦等も継続し、啓発を図っていきます。

◆改定プラン

改定なし

4.5.3 適正処理の推進

【新規】施策⑤：市民との連携によるごみ減量・適正処理等への取り組み

市民団体・自治会・廃棄物減量等推進員などと連携し、地域単位でのごみ減量・適正処理等に対する施策に取り組み、全市での実施に向けた検討を行います。

社会状況等の変化

- ・海洋プラスチック問題を契機とした環境意識の向上
- ・プラスチック資源循環法の成立

進捗状況

プラスチック類の分別回収（第2次ごみ改革）を導入するにあたっては、ごみの減量・適正処理を行うため、中学校区説明会（8学校区）や自治会・任意グループ出前講座（122回）を実施し、合計3,566名への説明を行うことで大きな混乱もなく実施することができました。

後期に向けた評価

プラスチック類資源化の全市的な取り組みを実施し、目標が達成しましたので、継続目標として実施していきます。

今後の方向性

今後もごみ減量・適正処理等に向けて市民団体・自治会・廃棄物減量等推進員等と連携して進めています。

◆改定プラン

引き続き、ごみ減量・適正処理等に関して市民団体・自治会・廃棄物減量等推進員等と連携して進めています。

第5章 後期に向けた改定プラン

改定プランについて

前章の改定プランを下記のとおり新旧対照表形式でまとめました。既存のごみゼロプランを活かし、改定が必要な場所のみを読み替える形で改定プランとし、後期計画を進めていきます。

※元号に関しては令和元年以降の年又は年度はすべて平成から令和の該当年又は年度に読み替えるものとします。この点に関して特に新旧対照表の記載は行いません。

新旧対照表

※頁はごみゼロプランの該当ページになります。

頁	改定前	改定後
(2) 総資源化率		
15p	<p>平成38年度までに45%以上とします。</p> <p>■資源化目標達成に向けた取り組み (略)</p>	<p>令和8年度までに45%以上とします。⇒ごみゼロプランの中間検証及び改定プランにより後期から参考値といたします。※</p> <p>■資源化目標達成に向けた取り組み (略)</p> <p>※ごみゼロプランの中間検証及び改定プランにおいて下記のとおり、数値目標の検証を行い、後期から数値目標を参考値として取り扱います。</p> <p>「資源物を大きく占める雑誌・雑紙類、プラスチック類、焼却残灰は減少傾向もしくは減少を目指す品目になっています。それ以外の品目でもごみ量を減らす観点からは資源物としてリサイクルできるものでも受け取らない(リフューズに努める)ことが重要です。</p> <p>環境意識の高まりにより市民がリフューズ・リデュース・リユース・リターンに取り組むことでごみ量とともに資源物量も減少していく事が想定されます。事業者についても独自に資源回収やごみにならない製品の製造・販売が促進されております。行政回収から民間</p>

		<p>回収へのシフトを進めていくことが重要ですが、行政回収量が減少すると総資源化率も減少します。市民や事業者の努力が、必ずしも総資源化率の向上に繋がらない場合もあり、最近の動向では総資源化率を参考値として扱う考え方もでてきております。今後は、1人1日あたりのごみ・資源物排出量の減少を重視し、総資源化率は参考値として総合的にごみや資源物の排出状況を確認するための数値として取り扱っていきたいと考えております。」</p> <p>(イ) 平成27年度までの状況</p>
4.1.1.①容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化		
21P	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装お返し大作戦のPR啓発事業を実施し、参加回収店の増加を促進する。 ・回収品目の拡大(プラスチック類製容器包装等)及び、回収店での回収品目の統一を検討する。 ・新聞紙の販売店回収への全面移行を検討する。 	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規のスーパー等の出店の際に、開発協議の中で容器包装お返し大作戦への参加を促進する。 ・店舗の状況に応じて回収品目の拡大を図る。 ・新聞は発行部数の減少やデジタル化により、今後も減少が見込まれる。今後の動向を見ながら、これから回収方法を検討する。 ・行政回収から民間回収へのシフトを今後も推進していく。
4.1.1.②レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫		
22P	<p>レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫により、ごみの発生量を抑制します。なお、市民団体・事業者が参加した会議である「日野市レジ袋無料配布中止に向けた共同会議」については、継続して実施します。</p> <p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋のロール化を検討する。 ・指定ごみ袋への啓発に関するフレーズ(「ごみを減らしてくれてありがとう」等)の記載を検討する。 	<p>レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫により、ごみの発生量を抑制します。</p> <p>【市】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーだけでなく、ドラックストアやコンビニといったレジ袋無料配布中止の参加店を拡大し、取組の促進を図る。 ・レジ袋無料配布中止を促進するための条例制定に向けた検討を実施する。 <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装を頼まない、断る。 ・レジ袋を断る。 <p>マイバッグ等（レジ袋のリユースを含む）を積極的に利用し、レジ袋を断る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日野市レジ袋無料配布中止に向けた共同会議へ参加する。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日野市レジ袋無料配布中止に向けた共同会議へ参加するとともに、レジ袋無料配布中止へ参加する。（特にドラックストアやコンビニ等）。 <p>●指標</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>現状 (H27)</td><td>レジ袋辞退率:54.6%※</td></tr> <tr> <td>前期 (H29-33)</td><td>平成 33 年度のレジ袋辞退率 60%以上を達成する。</td></tr> <tr> <td>後期 (H34-38)</td><td>平成 38 年度のレジ袋辞退率 70%以上を達成する。</td></tr> </tbody> </table>	現状 (H27)	レジ袋辞退率:54.6%※	前期 (H29-33)	平成 33 年度のレジ袋辞退率 60%以上を達成する。	後期 (H34-38)	平成 38 年度のレジ袋辞退率 70%以上を達成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ袋をレジ袋の代わりに購入していただく社会実験（レジごみ袋）を進め、その結果を踏まえて、事業化の判断を行う。 ・明星大学との連携を活かし、通常の指定ごみ袋についても新たなデザインを検討していく。 <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装を頼まない、断る。 ・レジ袋を断る。 <p>マイバッグ等（レジ袋のリユースを含む）を積極的に利用し、レジ袋を断る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジごみ袋の社会実験に協力する。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジごみ袋の社会実験に協力する。 <p>●指標</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>現状 (H27)</td><td>レジ袋辞退率:54.6%※</td></tr> <tr> <td>前期 (H29-R3)</td><td>令和 3 年度のレジ袋辞退率 60%以上を達成する。</td></tr> <tr> <td>後期 (R4-8)</td><td>指定ごみ袋のデザインの見直し</td></tr> </tbody> </table>	現状 (H27)	レジ袋辞退率:54.6%※	前期 (H29-R3)	令和 3 年度のレジ袋辞退率 60%以上を達成する。	後期 (R4-8)	指定ごみ袋のデザインの見直し
現状 (H27)	レジ袋辞退率:54.6%※													
前期 (H29-33)	平成 33 年度のレジ袋辞退率 60%以上を達成する。													
後期 (H34-38)	平成 38 年度のレジ袋辞退率 70%以上を達成する。													
現状 (H27)	レジ袋辞退率:54.6%※													
前期 (H29-R3)	令和 3 年度のレジ袋辞退率 60%以上を達成する。													
後期 (R4-8)	指定ごみ袋のデザインの見直し													
4.1.1.(3)リユースの促進														
23p	【市】	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要品リユース仲介拠点の充実を図るため、社会実験としてジモティースポット日野を 												

	<ul style="list-style-type: none"> 不要品を持ち込むことができ、有効利用できる場所として、リサイクルプラザの整備を目指す。 リサイクルプラザの整備に向けて、必要な機能や設備を検討する。 リサイクルプラザの竣工までは、市民等が主催または運営するフリーマーケット、リサイクル事務所及び回転市場への積極的な支援を継続する。 PR 啓発事業により、市民・事業者による環境配慮製品の使用を促進する。 お祭り、イベント等でのリターナブル容器・マイ容器の使用を促進する。 	<p>設置し、民間のノウハウを活用することで粗大ごみを減らす取り組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> フリマアプリや不要品交換サイトの活用等の動向を注視し、リユースに関する市民の関心や利便性の向上に向けて検討する。 リサイクルプラザの検討が進められたたら必要な機能や設備を検討する。 リサイクル事務所や回転市場への積極的な支援を継続していく。 <p>PR 啓発事業により、市民・事業者による環境配慮製品の使用を促進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> イベント等でのリターナブル容器・マイ容器の使用については新型コロナを契機とした衛生意識の高まりにも配慮し、今後の意識の変化を踏まえながら、方向性を検討していく。
--	--	---

4.1.1.④ごみの減量意識向上に繋がるシステムの導入検討

24p	【市】	【市】
	<ul style="list-style-type: none"> エコポイントシステムや優良店評価制度等、減量意識に繋がる新システムを検討し、導入する。 (例) エコポイントシステム…「容器包装お返し大作戦」協力者に、ひの新選組ポイント付与等。 新システムの検討に向けた共同会議等を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が主体的に環境に配慮した活動を実施している状況を踏まえ、ポイント制度も含めたごみ減量意識向上に繋がるシステムの導入を事業者に働きかけていく。 事業者のよい取り組みをエコー等で取り上げることで、事業者の活動を後押ししていく。

	【市民】	【市民】
	<ul style="list-style-type: none"> 共同会議等に参加し、新システムの検討会議に参加する。 システムの導入時には、積極的に利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> システムを導入している店舗があるため、積極的に活用する。

	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同会議等に参加し、新システムの検討会議に参加する。 ・新システムの導入時には、協力店等として参加する。 	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイント制度も含めたごみ減量意識向上に繋がるシステムの導入を検討する。
4.1.1.⑤推進体制の強化		
25p	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量に関する会議(例:(仮)ごみゼロ推進協議会(仮)共同会議※)の体制について、市民、事業者とともに検討し、実際の検討及び具体的な活動を推進する。 ※詳細は次ページに示します。 ・各会議に様々な世代の市民・事業者が参加できるよう、開催時間や会議形式について検討する。 ・市民活動、地域活動、商工会など、さまざまな主体による自主活動、会議の支援をする。また、各会議における参加を促進する。 <p>※支援方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経費補助:消耗品、物品費、印刷費、運搬費、ボランティア保険料など(限度額あり) ②人的支援:市によるアドバイス、コーディネートなどの支援(自治会から市への報告会) 	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」の中で協議会のあり方を検討しながら、プランの重点項目の進め方等を検討していく。
4.1.1.⑦事業系ごみの減量に向けた制度の検討		
28p	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の用途に供する部分の延床面積が3,000 m²以上の事業用大規模建築物をもつ事業者に対して、引き続き再利用計画書の提出を求める。また、対象となる事業所の範囲拡大を検討する。 ・事業の用途に供する部分の延床面積が小さな事業者に対しても、ごみ減量に向けた情報提供・普及・啓発等を実施する(p37 参照)。 	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の用途に供する部分の延床面積が3,000 m²以上の事業用大規模建築物をもつ事業者に対して、引き続き再利用計画書の提出を求めるとともに食品ロス削減、生ごみ資源化、紙ごみ資源化、プラスチックごみの適正な排出を行っていただく。 ・事業の用途に供する部分の延床面積が小さな事業者に対しても、ごみ減量に向けた情報提供・普及・啓発等を実施する(4.3 ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供参照)。

	<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンターへの事業系ごみの搬入手数料の適正化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンターへの事業系ごみの搬入手数料は他市の状況を確認しながら、必要に応じて適正化を図っていく。
--	---	---

4.2.1.①分別状況確認の強化

30p	<p style="text-align: center;">【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 分別の徹底を図るため、集合住宅を中心に、ごみ分別に関する指導、相談を実施する。また、マンション管理組合でのごみ担当の設置等を検討する。 業務連絡会において、収集業者から市へ分別マナー状況を報告してもらう。 <p>●指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現 状 (H27)</td><td>資源化率:35.3%</td></tr> <tr> <td>前 期 (H29- H33)</td><td>平成 33 年度の資源化率を 42%以上とする。</td></tr> <tr> <td>後 期 (H34- H38)</td><td>平成 38 年度の資源化率を 45%以上とする。</td></tr> </table>	現 状 (H27)	資源化率:35.3%	前 期 (H29- H33)	平成 33 年度の資源化率を 42%以上とする。	後 期 (H34- H38)	平成 38 年度の資源化率を 45%以上とする。	<p style="text-align: center;">【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ等への資源化可能なプラや紙等の組成割合を数字で示していく。 可燃ごみ等を出す前に資源ごみが混入していないか点検することを呼びかけていく。 分別に関しては廃棄物減量等推進員や広報、エコー、ごみ分別アプリ、LINE 等、時代に即した様々な手段を用いて周知していく。 定期的に業務連絡会を開催し、分別についての情報交換を進めながら業務の改善を図っていく。 <p>●指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現 状 (H27)</td><td>総資源化率:35.3%</td></tr> <tr> <td>前 期 (H29- R3)</td><td>令和 3 年度の総資源化率を 42%以上とする。</td></tr> <tr> <td>後 期 (R4- 8)</td><td>令和 8 年度の総資源化率を 45%以上とする。</td></tr> </table>	現 状 (H27)	総資源化率:35.3%	前 期 (H29- R3)	令和 3 年度の総資源化率を 42%以上とする。	後 期 (R4- 8)	令和 8 年度の総資源化率を 45%以上とする。
現 状 (H27)	資源化率:35.3%													
前 期 (H29- H33)	平成 33 年度の資源化率を 42%以上とする。													
後 期 (H34- H38)	平成 38 年度の資源化率を 45%以上とする。													
現 状 (H27)	総資源化率:35.3%													
前 期 (H29- R3)	令和 3 年度の総資源化率を 42%以上とする。													
後 期 (R4- 8)	令和 8 年度の総資源化率を 45%以上とする。													

4.2.2.②家庭内における生ごみの減量・資源化の促進

31p	<p style="text-align: center;">【市】</p> <p>(略)</p> <p>●指標</p>	<p style="text-align: center;">【市】</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> コンポストについてはダンボールコンポスト以外にもバック型の LFC コンポストや家で堆肥を利用しない方向けのコンポストもあるため、ニーズに合わせた生ごみの減量を検討していく。 <p>●指標</p>

	現状 (H27)	生ごみ処理器等補助金実績 (累計) 2,835 件 生ごみリサイクルステッカー配布状況(累計) 1,281 件	現状 (H27)	生ごみ処理器等補助金実績 (累計) 2,835 件 生ごみリサイクルステッcker配布状況(累計) 1,281 件
	前期 (H29-33)	平成 33 年度の生ごみ減量・資源化への取り組み世帯数 4,000 件※(全世帯の約 5%)以上を達成する。	前期 (H29-R3)	令和 3 年度の生ごみ減量・資源化への取り組み世帯数 4,000 件※(全世帯の約 5%)以上を達成する。
	後期 (H34-38)	平成 38 年度の生ごみ減量・資源化への取り組み世帯数 8,000 件※(全世帯の約 10%)以上を達成する。	後期 (R4-8)	令和 8 年度の生ごみ処理器等補助金実績(累計) 8,000 件 生ごみリサイクルステッcker配布状況(累計) 2,500 件

4.2.2.③地域内での生ごみ循環の促進

32p	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみリサイクルサポーターの増員に向けて、周知を強化する。 ・小地域でのコミュニティガーデンの維持、拡大、生ごみリサイクル市民農園の開設を検討する。 ・全市的な「生ごみの分別収集・生ごみの資源化」に向けて、処理方式(外部委託を含む)を検討する。 そのために、必要となる技術情報や先行事例情報を積極的に収集する。(処理方式例:堆肥化、飼料化、バイオガス化、エタノール化、エステル化等) 	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみリサイクルサポーターの役割、位置づけ等を整理するとともに、広く市民に浸透するような仕組みづくりを検討していく。 ・コミュニティガーデンについては、日野市クリーンセンター、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設、河川防災ステーションを「ごみ減量推進ゾーン」として位置づけ、生ごみみたい肥化事業の拠点を設置し、全市での取り組みの中核的な役割を担うとともに、環境学習や地域コミュニティの創出等、様々な役割を担う場として活用していく。 ・新たな生ごみの分別収集・資源化に向けて先進市の事例等を研究し、検討していく。 ・廃棄物減量等推進員の講習会でダンボーカンコンポストの周知を行う等の展開を行っていく。
-----	--	---

4.2.2.④事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進

33p	【市】	【市】
-----	------------	------------

	<p>・食品リサイクル法に則った、事業系食品ロス削減に向けた取組み(少量メニューなど食べ残しをしない取組み)や、発生した食品廃棄物のリサイクル(資源化)について、事業者が取組みやすい方法などを検討し、推進する。(説明会等の実施、事業者向けパンフレットの作成・配布、再利用計画書の活用など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に課題に取り組む事業者が拡大しているため、事業者と市が相互に提案しながら新たな事業を進めていく、優良な取り組みをPRすることで、新たな事業者の参加を拡大していく。 ・生ごみの持ち込みの多い事業者に対しては、個々に「登録再生利用事業者」を紹介し、その利用を促していく。 ・一般廃棄物収集運搬許可業者等に食品リサイクル資源化施設を紹介し、排出を促していく。
●指標		
現状 (H27)	学校給食の食品残渣について食品リサイクル法に則ったリサイクルを推進	現状 (H27)
前期 (H29-33)	事業系生ごみ削減を目的とし、事業者を対象とした説明会を開催し、減量施策等への協力事業者数を参加事業者の10%以上とする。	前期 (H29-R3)
後期 (H34-38)	事業系生ごみ削減を目的とし、事業者を対象とした説明会を開催し、減量施策等への協力事業者数を参加事業者の30%以上とする。	後期 (R4-8)
4.2.3.⑤プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルのための働きかけ		
34p	<p style="text-align: center;">【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック類の分別回収を実施し、資源化を行う。 ・プラスチック類の分別については、市民がわかりやすい分別方法とするため、プラスチック全般を分別回収する。 	<p style="text-align: center;">【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック類は、できるだけ汚れを取り除いて資源物として分別排出するよう呼びかけていく。 ・今後のプラスチック類ごみ排出量の動向を見ながら、さらなる削減を図っていく。 ・4.1.1.①の「施策①:容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化」を推進し、協力店

	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック類の資源回収を開始するにあたり、市では、「お返し大作戦」としての販売店への返却を優先していることから、行政回収の排出抑制を図る必要がある。そのため、抑制に効果的な手法について市民と共に検討を行う。 ・プラスチック減量のための代替品利用の呼びかけを実施する。 ・市民と共同で、国や事業者（業界団体）に、プラスチック利用量の削減を呼びかける。 ・公共施設におけるペットボトル自販機の抑制を検討する。 	<p>舗を拡大し、拡大生産者責任のもと、さらなる削減に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の進めるプラスチック類の削減事業を注視しながら、事業者との連携の検討を進めていく。 ・公共施設におけるペットボトル自販機の抑制を検討していく。 ・公共施設にウォータースタンドの設置を進め、マイボトルの活用を推進し、ワンウェイプラスチックの使用抑制を図っていく。 ・国へ拡大生産者責任の徹底を強く求めていく。
--	---	--

4.2.4.⑥剪定枝の減量・リサイクルの推進

35p	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝の資源化を行う。 ・剪定枝以外の草・花・竹・葉等についての資源化についての検討をする。 ・資源化方法等については、自区内（市内）処理について検討を行うが、自区内（市内）処理が困難な場合は、近隣市町村にある民間施設等の活用について費用対効果などを含めて検討する。 ・現在可燃ごみとして排出されている剪定枝について、資源化できる排出方法を検討し、市民への協力を求める。 	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターでの剪定枝無料受け取りの利用者が拡大しているため、受け入れが続けられるように対応していく。 ・新たな剪定枝等の資源化の拡大については費用面の課題があるため、引き続き可能な方法を検討していく。
-----	--	--

4.2.5.⑦リサイクル品目拡大・拡充の検討

36p	<p>(1)紙おむつのリサイクルの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつの焼却以外の方法に関する情報収集を行い、検討する。 ※布おむつの利用啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きごみの埋め立て量ゼロを維持していく。 ・使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を継続していく。
-----	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・布おむつの利用及び紙おむつ使用量の削減について関係機関と調整する。 ・パパママクラスや母子手帳での啓発を行う。(布おむつPR、紙おむつの使用量の削減) <p>※処理設備・施設導入、または民間処理に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理設備・施設について、技術開発の推進による新規事業について、情報収集を行うとともに、導入に向けた検討を行う。 ・民間処理施設等によるリサイクル状況などについて情報収集を行い、実施に向けた検討を行う。 <p>(2) 陶磁器・ガラス類のリサイクルの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器・ガラスの分別回収や再資源化に関して情報収集を行い、実施を検討する。 <p>(3) ゴム・革製品のリサイクルの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴム・革製品の再資源化に関して情報収集を行い、実施を検討する。 <p>(4) 廃油のリサイクルの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃油の再資源化(ディーゼル車の燃料・石鹼としての利用等)に関して情報収集を行い、実施を検討する。 ・家庭での廃油の発生抑制方法を周知する。(例:油の継ぎ足し等) <p>(5) その他資源化できるごみのリサイクルの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在資源化されていない品目についても、今後技術の発達などによりリサイクルが進む可能性もある。先進市の取り組みなどの情報を収集し、実施に向けた検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつのリサイクルは東京都の検討状況を見守りながら、病院や介護施設等から排出される使用済み紙おむつのリサイクルの民間委託を検討していく。 ・新たな回収品目の拡大は費用対効果を確認しながら検討していく。 ・当面はリサイクル前のリユースに力を入れることで廃棄物の発生を抑制していく。
4.3.1.①情報紙・市報等による普及啓発・情報提供		
37p	<p>■普及啓発 【市】</p>	<p>■普及啓発 【市】</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ資源分別カレンダーの構成をわかりやすい内容に改善する。 ○「カレンダー部分」と「ごみ処理ガイド版」の分冊化を検討する。 ○「見える化」(写真・イラスト・表・グラフなど)を活用しやすくする。 ○新たに始まるプラスチック類の分別についてわかりやすく伝える。 ・ごみ関連情報の見える化(ごみ処理費用や有料袋の使用量など)を工夫する。 ・エコーの活用、改善を実施する。(配布の改善、内容の焦点化、家庭内での保存の工夫) ・ごみアプリの活用を促進する。(フリーマーケット等のイベントの告知) ・ごみに関する環境問題やごみ減量に対する意識の向上となるような記事を掲載する。 ・市報におけるごみ減量に関する記事の掲載頻度の増加を検討する。 <p>■情報提供</p> <p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ量を更に減少させるための取組み(新たな資源化など)を研究し、市民に伝える。 ・新たな取り組みについては、市民が理解できる方法を検討する。(説明会などの開催) ・転入者に対するごみ分別等の周知方法を改善する。 ・ごみ減量につながる市民活動やイベント(フリーマーケット等)の情報を収集し、情報の一元化を図れるよう関係機関と調整する。 ・ごみ処理の現状や最終処分場の現状を周知し、ごみ減量の意識づけを行う。 	<p>ごみ・資源分別カレンダーやエコー、ごみアプリ等の情報発信は常に改善を図っていく。</p> <p>■情報提供</p> <p>【市】</p> <p>分別についてはごみアプリを活用し、引き続き分別情報を提供していくとともに、特に気を付けてもらいたい内容はエコーへの掲載やごみアプリのプッシュ通知、日野市公式LINEを利用し、周知徹底を図っていく。</p>
---	---

	<p>●指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現 状 (H27)</td><td>ごみアプリの総ダウンロード数 5,411 件 ※平成 28 年 5 月 現在</td></tr> <tr> <td>前 期 (H29- H33)</td><td>平成 33 年度のごみアプリの 総ダウンロード数、7,000 件 以上を達成する。</td></tr> <tr> <td>後 期 (H34- 38)</td><td>平成 38 年度のごみアプリの 総ダウンロード数、10,000 件 以上を達成する。</td></tr> </table>	現 状 (H27)	ごみアプリの総ダウンロード数 5,411 件 ※平成 28 年 5 月 現在	前 期 (H29- H33)	平成 33 年度のごみアプリの 総ダウンロード数、7,000 件 以上を達成する。	後 期 (H34- 38)	平成 38 年度のごみアプリの 総ダウンロード数、10,000 件 以上を達成する。	<p>●指標</p> <table border="1"> <tr> <td>現 状 (H27)</td><td>ごみアプリの総ダウンロード数 5,411 件 ※平成 28 年 5 月 現在</td></tr> <tr> <td>前 期 (H29- R3)</td><td>令和 3 年度のごみアプリの総 ダウンロード数、7,000 件以 上を達成する。</td></tr> <tr> <td>後 期 (R4- 8)</td><td>令和 8 年度の指標「ごみアプ リの総ダウンロード数、 10,000 件以上」は達成した。 今後も時代に即した周知啓発 を図っていく。</td></tr> </table>	現 状 (H27)	ごみアプリの総ダウンロード数 5,411 件 ※平成 28 年 5 月 現在	前 期 (H29- R3)	令和 3 年度のごみアプリの総 ダウンロード数、7,000 件以 上を達成する。	後 期 (R4- 8)	令和 8 年度の指標「ごみアプ リの総ダウンロード数、 10,000 件以上」は達成した。 今後も時代に即した周知啓発 を図っていく。
現 状 (H27)	ごみアプリの総ダウンロード数 5,411 件 ※平成 28 年 5 月 現在													
前 期 (H29- H33)	平成 33 年度のごみアプリの 総ダウンロード数、7,000 件 以上を達成する。													
後 期 (H34- 38)	平成 38 年度のごみアプリの 総ダウンロード数、10,000 件 以上を達成する。													
現 状 (H27)	ごみアプリの総ダウンロード数 5,411 件 ※平成 28 年 5 月 現在													
前 期 (H29- R3)	令和 3 年度のごみアプリの総 ダウンロード数、7,000 件以 上を達成する。													
後 期 (R4- 8)	令和 8 年度の指標「ごみアプ リの総ダウンロード数、 10,000 件以上」は達成した。 今後も時代に即した周知啓発 を図っていく。													

4.3.1.②ごみ学習推進プログラム

39p	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の見学を通じて、ごみ処理の現状を周知し、ごみ減量への意識づけを行う。(一般の見学、学校行事) ・子どもたちや保護者への環境学習教育を充実させる。(ごみ処理の実態、減量方法、ごみの発生による地球環境問題等) ・市及び市民との協働による人材育成を行う。 ・環境学習の機会の場となるように、リサイクルプラザ等を市民とともに検討していく。 ・教育機関の要請に応じて、ごみに関する教育を実施する。 ・小学校や保育園などで、給食残渣等を利用したリサイクル農園の設置を検討する。 <p>※以下、各機関におけるプログラムの例を示す</p> <p>【幼稚園・保育園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園で、ごみゼロマンによる環境学習プログラムを実施する。 <p>【小学校】</p>	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の見学を通じて、ごみ処理の現状を周知し、ごみ減量への意識づけを行う。(一般の見学、学校行事) ・子どもたちや保護者への環境学習教育を充実させる。(ごみ処理の実態、減量方法、ごみの発生による地球環境問題等) ・市及び市民との協働による人材育成を行う。 ・リサイクルプラザの検討に際しては環境学習の視点も含めていく。 ・新たな環境学習の創出に向けて教育機関のニーズを確認しながら進めていく。 ・リサイクル農園は保育園や幼稚園での実施を継続していく。 ・環境意識の向上・啓発については、動画配信や市内事業者との連携等、時代に即した柔軟な方法を検討していく。
-----	---	---

<p>・小学 4 年を対象として行われる環境学習の中で施設見学会やごみ減量等に関する学習等を実施する。</p> <p>【大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学での学習推進について検討する。(ごみ減量の目的の講座、ごみアプリの紹介、大学内での分別徹底等) <p>●指標</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>現状 (H27)</td><td>見学者数 1,501 人/年 (日野市クリーンセンター)</td></tr> <tr> <td>前期 (H29-33)</td><td>環境啓発内容を検討し、ごみ処理施設の見学を通じたごみ減量の意識づけを行う。 平成 33 年度の見学者数 2,000 人以上/年を達成する。</td></tr> <tr> <td>後期 (H34-38)</td><td>平成 38 年度の見学者数 3,000 人以上/年を達成する。</td></tr> </tbody> </table>	現状 (H27)	見学者数 1,501 人/年 (日野市クリーンセンター)	前期 (H29-33)	環境啓発内容を検討し、ごみ処理施設の見学を通じたごみ減量の意識づけを行う。 平成 33 年度の見学者数 2,000 人以上/年を達成する。	後期 (H34-38)	平成 38 年度の見学者数 3,000 人以上/年を達成する。	<p>●指標</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>現状 (H27)</td><td>見学者数 1,501 人/年 (日野市クリーンセンター)</td></tr> <tr> <td>前期 (H29-R3)</td><td>環境啓発内容を検討し、ごみ処理施設の見学を通じたごみ減量の意識づけを行う。 令和 3 年度の見学者数 2,000 人以上/年を達成する。</td></tr> <tr> <td>後期 (R4-8)</td><td>令和 8 年度の環境学習を行った年間人数 3,000 人以上/年を達成する。</td></tr> </tbody> </table> <p>※新型コロナの蔓延状況に応じたごみ処理施設の見学を行っていくとともに、施設見学以外にも様々な形態による環境学習があるため、後期からは動画配信や出前授業を含めた「環境学習を行った年間人数」に指標の内容を改める。</p>	現状 (H27)	見学者数 1,501 人/年 (日野市クリーンセンター)	前期 (H29-R3)	環境啓発内容を検討し、ごみ処理施設の見学を通じたごみ減量の意識づけを行う。 令和 3 年度の見学者数 2,000 人以上/年を達成する。	後期 (R4-8)	令和 8 年度の環境学習を行った年間人数 3,000 人以上/年を達成する。
現状 (H27)	見学者数 1,501 人/年 (日野市クリーンセンター)												
前期 (H29-33)	環境啓発内容を検討し、ごみ処理施設の見学を通じたごみ減量の意識づけを行う。 平成 33 年度の見学者数 2,000 人以上/年を達成する。												
後期 (H34-38)	平成 38 年度の見学者数 3,000 人以上/年を達成する。												
現状 (H27)	見学者数 1,501 人/年 (日野市クリーンセンター)												
前期 (H29-R3)	環境啓発内容を検討し、ごみ処理施設の見学を通じたごみ減量の意識づけを行う。 令和 3 年度の見学者数 2,000 人以上/年を達成する。												
後期 (R4-8)	令和 8 年度の環境学習を行った年間人数 3,000 人以上/年を達成する。												

4.3.1.③情報交換の活性化

40p	【市】	【市】
	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館などの公共施設に、ごみに関する情報提供コーナーを設置し、ごみ減量・環境問題などの DVD 映像紹介を行い、ごみ関連情報に触れる機会の充実を図る。 ・人が集まる場所にごみカフェのような市民の情報交換の場を提供する。 <p>※環境情報センター等の既存施設の活用や、リサイクルプラザへの新規での設置を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館でごみに関する情報の期間展示を実施します。ごみ関連動画等を作成し、公共施設で流していく。 ・ごみカフェについてはカワセミハウスでの実施等を検討していく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業者の優良な取組事例の情報を収集し、発信する。 ・市・市民・事業者が情報交換できる場を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業者の優良な取り組み事例等の有益な情報は今後もエコー等を通じて情報提供していく。 ・ごみ減量・リサイクル等推進協議会の活用については、今後も検討していく。 		
4.4.1.①3市でのごみ減量・分別の徹底				
41p	<p>日野市、国分寺市、小金井市の3市では、これまで各々で可燃ごみを処理してきましたが、日野市、国分寺市の施設は老朽化が進行しており、小金井市は自区内（市内）での可燃ごみ処理ができない状況であることから、平成32年度稼動開始を目指し、3市共同で新たな可燃ごみ処理施設の整備を行います。</p> <p>広域処理を行う3市において、ごみの減量及び分別の徹底を実施します。そのために、新可燃ごみ処理施設への搬入量・搬入物の確認等の管理を適切に行っていきます。</p>	<p>浅川清流環境組合により日野市、国分寺市、小金井市の可燃ごみ処理施設が設置された。地元のご理解ご協力を得ながら引き続き可燃ごみ処理施設の稼働を行っていきます。また、可燃ごみ処理施設への搬入量・搬入物の確認等を適切に管理していきます。</p>		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>■管理の内容（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ搬入量・ごみ質の管理体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ搬入量の確認 ・ごみ質の確認（ピット内のごみ組成分析の実施） ②事業系持込ごみの管理 <ul style="list-style-type: none"> ・事業系持込ごみの搬入検査 ・適正なごみ処理手数料の設定 </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>■管理の内容（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ搬入量・ごみ質の管理体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ搬入量の確認 ・ごみ質の確認（ピット内のごみ組成分析の実施） ②事業系持込ごみの管理 <ul style="list-style-type: none"> ・事業系持込ごみの搬入検査 ・適正なごみ処理手数料の設定 </td> </tr> </table>			<p>■管理の内容（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ搬入量・ごみ質の管理体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ搬入量の確認 ・ごみ質の確認（ピット内のごみ組成分析の実施） ②事業系持込ごみの管理 <ul style="list-style-type: none"> ・事業系持込ごみの搬入検査 ・適正なごみ処理手数料の設定 	<p>■管理の内容（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ搬入量・ごみ質の管理体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ搬入量の確認 ・ごみ質の確認（ピット内のごみ組成分析の実施） ②事業系持込ごみの管理 <ul style="list-style-type: none"> ・事業系持込ごみの搬入検査 ・適正なごみ処理手数料の設定
<p>■管理の内容（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ搬入量・ごみ質の管理体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ搬入量の確認 ・ごみ質の確認（ピット内のごみ組成分析の実施） ②事業系持込ごみの管理 <ul style="list-style-type: none"> ・事業系持込ごみの搬入検査 ・適正なごみ処理手数料の設定 	<p>■管理の内容（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ搬入量・ごみ質の管理体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ搬入量の確認 ・ごみ質の確認（ピット内のごみ組成分析の実施） ②事業系持込ごみの管理 <ul style="list-style-type: none"> ・事業系持込ごみの搬入検査 ・適正なごみ処理手数料の設定 			
4.4.1.②3市における情報共有の促進				
41p	<p>ごみ処理の広域化を実施する3市において、以下の3点を3市市民、行政で共有し、取り組みを検討する必要があります。そのため、3市市民及び行政による情報共有の場を設置し、3市でのごみ減量等に関する施策の検討や、情報交換・発信に取り組んでいきます。</p> <p>また、3市の小学生や市民の施設見学の実施を検討し、環境教育の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3市で取り組める課題を模索しながら、3市ごみ減量推進市民会議のあり方を含めて検討し、3市でのごみ減量等に取り組んでいきます。 ・引き続き、新たな可燃ごみ処理施設の見学を実施し、環境教育を充実していきます。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ○新可燃ごみ処理施設整備に至る経緯と課題 ○今後の各市におけるごみ減量・リサイクルのシステムづくり、基盤整備のあり方 ○新可燃ごみ処理施設の円滑な運用と周辺の環境保全のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> 3市市民、行政で共有し、取り組む内容 ○新可燃ごみ処理施設整備に至る経緯と課題 ○各市におけるごみ減量・リサイクルのシステムづくり、基盤整備のあり方 ○新可燃ごみ処理施設の円滑な運用と周辺の環境保全のあり方
--	---	--

4.4.1.(③)3 市への情報発信の強化

41p	<p>有害物質等のモニタリング体制づくりについて、浅川清流環境組合とともに実施していきます。具体的には、排出ガス（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀等）の排出値等の情報を、3市の市民へ発信できるよう、浅川清流環境組合と実施していくとともに、それによるごみ減量意識の向上を目指します。</p> <p>また、その他にも地域連携への協力を要請する等、市民と浅川清流環境組合の架け橋となるよう取り組んでいきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等のモニタリング体制を継続していきます。 ・引き続きクリーンセンター連絡協議会等で地元地域と浅川清流環境組合との架け橋の役割を果たしていきます。 ・ごみ情報紙等で3市への情報発信を継続していきます。
-----	---	--

4.5.1.(①)分別区分にあった適正な収集運搬

43p	<p>平成32年度より分別品目の拡大を実施予定であることから、それに対応した収集運搬体制を念頭に、分別区分にあった適正な収集運搬を実施し、住民サービスの向上を図ります。また、収集車両の低公害化、効率的な運搬を検討するとともに、業務連絡会（市と収集業者の会議）による状況報告等を継続実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分別区分にあった適正な収集運搬を継続していきます。 ・引き続き低公害化車両の維持や効率的な収集運搬を行うとともに業務連絡会を開催し、適切な業務遂行を図っていきます。 ・感染症の流行下においても継続的な収集業務を行っていきます。
-----	--	--

4.5.2.(②)マテリアルリサイクル推進施設の整備

43p	<p>本市の不燃ごみ処理施設は、昭和56年に稼働を開始し、平成28年度時点で33年が経過しており、老朽化が進んでいる状況であるため、新たな不燃ごみ処理施設を整備します。また、プラスチック類の資源化を目</p>	<p>プラスチック類等の資源化を継続実施していくため、プラスチック類資源化施設（令和2年設置）を安定稼働していきます。</p>
-----	--	---

	<p>的に建設されるプラスチック類資源化施設と併せて「マテリアルリサイクル※推進施設」として整備する計画であり、平成32年稼動開始を目指して、市単独にて整備をします。</p> <p>処理対象ごみは「不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、プラスチック類」とします。</p> <p>また、リユースの促進・情報発信の拠点となるリサイクルプラザについては、市民参加による意見を反映しつつ、人が集まる魅力ある施設となるよう、別途検討するものとします。</p> <p>※マテリアルリサイクル：使用済み製品等を原料とし、新しい製品の材料・原料としてリサイクルすること</p>	
4.5.2.③既存施設の適正な運用		
43p	<p>既存の日野市クリーンセンター内の処理施設について、新たな施設の稼動まで、引き続き現状と同様に適正な運用を図ることにより、安全・安心な処理を行います。</p> <p>また、新たな施設の整備に伴う既存施設の解体については、住民に情報を伝え、地域住民に対して安全・安心な施設解体を実施します。</p>	<p>既存施設を解体する際は住民に情報を伝え、地域住民にとって安全・安心な施設解体を実施していきます。</p>
4.5.3.⑤市民との連携によるごみ減量・適正処理等への取り組み		
44p	<p>市民団体・自治会・廃棄物減量等推進員などと連携し、地域単位でのごみ減量・適正処理等に対する施策に取り組み、全市での実施に向けた検討を行います。</p>	<p>引き続き、ごみ減量・適正処理等に関して市民団体・自治会・廃棄物減量等推進員等と連携して進めています。</p>

第6章 改定に向けた活動状況等

ごみ減量・リサイクル等推進協議会

名簿

	区分	団体名	氏名
1	廃棄物に関し学識経験のある者	明星大学	宮脇 健太郎
2		ごみ・環境ビジョン 21	小野寺 黙
3	市民委員	公募市民	新井 直樹
4			高橋 七郎
5			比留間 文彦
6		市民団体	ひの市民リサイクルショップ回転市場 加納 衣子
7			佐藤 美千代
8			畠中 陽子
9		学生	影山 侑汰
10			川岡 聰(～令和4年3月) 木村 優花(令和4年4月～)
11			岩見 陽香
12			平井 佑佳
13	ごみ減量の推進体制の構築に資する事業者及び団体の関係者	清掃事業者	日野市資源リサイクル事業協同組合 高松 ひろみ
14			(有)衛美 新野 一成
15			(株)日野衛生公社 多治見 昭彦
16			(株)日本管財環境サービス 津嶋 真
17		販売事業者	イオンリテール(株) 後藤 薫
18			(株)セブン-イレブン・ジャパン 星野 浩伸
19			商工会 内田 滋之
20		環境保全課長	中村 由加里(～令和4年3月) 中平 健二朗(令和4年4月～)
21		施設課長	井上 泰芳(～令和4年3月) 小笠 俊樹(令和4年4月～)

※敬称略

任期:令和3年10月15日～令和5年10月14日

活動状況

	日時	会場	主な内容
第1回	令和3年10月15日(金) 10時～12時	石田環境プラザ 2階集会室	自己紹介、会長・副会長選出、協議会の説明、ごみゼロプラン、清掃概要の説明
第2回	令和3年12月14日(火) 15時～17時	クリーンセンター プラスチック類資源化施設 2階多目的室	プラスチック類資源化施設・浅川清流環境組合施設見学、プランの中間検証
第3回	令和4年2月15日(火) 15時～17時	クリーンセンター プラスチック類資源化施設 2階多目的室	市民活動団体の取り組み紹介、事業者の取り組み紹介、プランの中間検証
第4回	令和4年5月16日(月) 15時～17時	クリーンセンター プラスチック類資源化施設 2階多目的室	プランの中間検証、委員意見とりまとめ
第5回	令和4年9月27日(火) 15時～17時	クリーンセンター プラスチック類資源化施設 2階多目的室	清掃概要報告、プラン中間検証・改定(素案)のたたき台提示
第6回	令和4年11月15日(火) 15時～17時	クリーンセンター プラスチック類資源化施設 2階多目的室	プラン中間検証・改定(素案)決定
第7回	令和5年2月21日(火) 10時～11時半	クリーンセンター プラスチック類資源化施設 2階多目的室	プラン中間検証・改定(案)決定

廃棄物減量等推進審議会

名簿

区分	団体名	氏名
市民	公募	加納 衣子
	公募	黒川 昭夫
	公募	小池 勝造
	公募	斎藤 俊吉
事業者	商工会	藤原 未喜
	商工会	松枝 力
資源回収業者及び廃棄物収集業者	日野市資源リサイクル事業協同組合	高松 ひろみ
	(株)日野環境保全	秋間 福博
	(有)駒沢産業	駒沢 伸豪
学識経験者	ごみ・環境ビジョン21	小野寺 熱
	明星大学	宮脇 健太郎

※敬称略

任期：令和3年2月12日から令和5年1月31日まで

区分	団体名	氏名
市民	公募	加納 衣子
	公募	加瀬 幸江
	公募	近藤 知子
事業者	商工会	藤原 未喜
	商工会	松枝 力
資源回収業者及び廃棄物収集業者	日野市資源リサイクル事業協同組合	高松 ひろみ
	(有)衛美	新野 一成
	(株)日野衛生公社	多治見 昭彦
学識経験者	帝京大学	渡辺 浩平
	明星大学	宮脇 健太郎

※敬称略

任期：令和5年2月1日から令和7年1月31日まで

活動状況

	日時	会場	本件に関連する内容
令和2年度 第2回	令和3年2月12日(金) 10時～12時	日野市役所5階505会議室	第3次ごみゼロプラン進捗状況について
令和3年度 第1回	令和3年10月22日(金) 10時～12時	石田環境プラザ2階集会室	新会議体「日野市ごみ減量・リサイクル等推進協議会」について
令和3年度 第2回	令和4年2月28日(月) 14時～16時	石田環境プラザ2階集会室	第3次ごみゼロプラン進捗状況について
令和4年度 第1回	令和4年12月14日(水) 14時～16時	石田環境プラザ2階集会室	プラン中間検証・改定(素案)答申
令和4年度 第2回	令和5年3月9日(木) 9時半～11時半	クリーンセンター プラスチック類 資源化施設 2階多目的室	プラン中間検証・改定(案)答申

パブリックコメント

■閲覧期間

令和5年1月4日(水)～令和5年2月3日(金)まで

■閲覧場所

ごみゼロ推進課、環境保全課、七生支所、豊田駅連絡所、市内各図書館、市ホームページ

■周知方法

- ・「広報ひの」1月1日号
- ・日野市ホームページ

■テーマ別意見数

- ・意見表明者数 3名
- ・意見総数 27件

基本方針	施策名	項目数	
ごみの更なる減量	ごみの更なる減量	5	13
	レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫	3	
	リユースの促進	5	
適正なリサイクルの推進	分別状況確認の強化	3	20
	家庭内における生ごみの減量・資源化の促進	5	
	プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルのための働きかけ	7	
	剪定枝の減量・リサイクルの推進	1	
	リサイクル品目拡大・拡充の検討	4	
ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供	情報紙・市報等による普及啓発・情報提供	8	17
	ごみ学習推進プログラム	6	
	情報交換の活性化	3	
広域連携の推進	3市でのごみ減量・分別の徹底	1	4
	3市における情報共有の促進	1	
	最終処分量の削減	2	
	合計	54	

※複数の項目が含まれる意見があるため、項目数が意見数を上回っています。

第3次日野市ごみゼロプラン（日野市一般廃棄物処理基本計画）
の中間検証と後期に向けたプランの改定について

令和5年3月発行

発行：日野市

編集：日野市環境共生部クリーンセンターごみゼロ推進課

日野市石田1丁目210-2

電話：042-581-0444